

宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅳ

# 多賀城跡木簡Ⅲ

宮城県多賀城跡調査研究所



多賀城跡木簡Ⅲ

総括編



# 序 文

特別史跡多賀城跡附寺跡の本格的な発掘調査事業の開始からすでに半世紀が過ぎております。当研究所は昭和四四年に設立以来、この事業を引き継いで多賀城跡の政庁をはじめとする諸施設を調査し、実像を明らかにしてきました。その間、昭和四五年の第八次調査で外郭南辺築地跡北側の遺物包含層から木簡が初めて出土し、以後、第八六次を数える今年度の調査までに四〇〇点以上の木簡が出土しています。

木簡は多賀城跡の出土遺物の中でも漆紙文書と並んで情報量に富む資料です。また、文献資料が限られていた東北古代史に新たに加わる資料として無限の可能性を持つとともに当時の実態を直接示す資料として重要な意味を持っています。その観点から当研究所でも重要な内容・意味のある木簡が出土した際には毎年刊行する年報で報告してきました。しかし、他の木簡については今まで未報告でありました。また、報告したものに關しても調査・研究の進展に伴って検索に労を要するようになるとともに、出土遺構の捉え方や木簡の内容に補足・修正などが必要となっていました。

そこで、多賀城跡発掘調査五〇周年を迎えた平成二二年度を契機として木簡の集成に着手し、平成二三年度に第四次調査までの出土木簡を収録した『多賀城跡木簡Ⅰ』、翌二四年度に第八三次調査までを収録した『多賀城跡木簡Ⅱ』を刊行いたしました。この間、多賀城跡出土木簡は平成二六年二月二五日付けで、多賀城跡出土漆紙文書とともに宮城県指定有形文化財（古文書）の指定を受け、資料としての重要度も高まっております。

本書『多賀城跡木簡Ⅲ』は前二冊に続き、その総括編となります。本書ではこれまで多賀城跡から出土した木簡の特徴をまとめております。これらの刊行により、多賀城跡出土木簡が東北古代史の検討を進める一助となれば幸いです。

最後に、刊行にあたり、日頃から御指導をいただいている多賀城跡調査研究委員会の諸先生、文化庁、多賀城市および多賀城市教育委員会の関係者、調査を支援してくださった他の多くの皆様方に所員一同心から感謝申し上げます。次第です。

平成二六年三月



# 目次

## 序文

## 多賀城跡木簡の総括

### 第一章 多賀城跡木簡の特徴

- 一 出土の様相
- 二 年代
- 三 形状と法量・木取り
- 四 内容
- 五 多賀城跡木簡の特徴

### 第二章 創建期の木簡

- 一 出土遺構に関する補足
- 二 裏込土出土木簡の内容と年代
- 三 堆積土出土木簡とA暗渠跡の埋没年代

### 付表

- 付表3 多賀城跡南面の木簡と出土遺構  
付表2 宮城県の木簡  
付表1 多賀城跡木簡

29

11

1

# 凡例

一、本書は、宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅳ、多賀城跡木簡Ⅲで、『多賀城跡木簡Ⅰ』、『多賀城跡木簡Ⅱ』に収載した第一～四一七号木簡の総括編である。

一、木簡に係わる語句、表記などの方法、及び参照した文献は『多賀城跡木簡Ⅱ』の凡例に準じる。なお、本書の記載が『多賀城跡木簡Ⅰ』、『多賀城跡木簡Ⅱ』と異なる場合は本書が優先する。

一、他機関、及び当研究所の刊行物の略称などは『多賀城跡木簡Ⅱ』の凡例に準じるが、『多賀城跡木簡Ⅰ』と『多賀城跡木簡Ⅱ』については各々『木簡Ⅰ』と『木簡Ⅱ』と略記する。

一、巻末の付表は横書きとし、巻末から付表1～3の順に載せた。また、付表2と3に収載した木簡の出典は付表2の末尾に記載した。

一、巻末の付表1・2の釈文は主要な部分を抄出したものである。また、通常は「」で示す箇所は「」で示した。

一、本書は当研究所所員の検討をへて吉野 武が執筆・編集した。





# 多賀城跡の木簡の総括

本書は、先に刊行した『多賀城跡木簡Ⅰ』・『多賀城跡木簡Ⅱ』収載の木簡について全体的な特徴を把握し、総括するものである。また、木簡のなかでも特に重要と思われる第四四次調査出土の創建期の木簡について別途に検討をする。

## 第一章 多賀城跡木簡の特徴

### 一 出土の様相

特別史跡多賀城跡附寺跡の木簡は、第八五次までの調査で一六次の調査から四一七点出土している(表1・遺構図版1)。そのうち、一四次三七六点が多賀城跡の南東部と南・西側の沖積地や沢地などの低湿地、及び、それらに移行する丘陵裾での出土で、丘陵部では城内北東部の大畑地区に二次四一点があるのみである。また、低湿地でも外郭線に付属する建物跡(第二四次調査・SB二三四)の整地層や政庁―外郭南門間道路に伴う暗渠跡(第四四次調査・SD一四一三A)で多量に出土しており、ほかは外郭線沿いの溝や堆積層、城外の溝などを主体とした散発的な出土である。以上の様相は次のとおりである。

#### A. 低湿地での出土

##### 1. 建物・暗渠跡での多量の出土

第二四・四四次調査 …………… 三四五点

##### 2. 外郭線沿いの溝・堆積土などでの散発的な出土

第八・一一・二〇・二四・三四・三七・三八

四〇・四一・四七・六一・八一・八三次調査 …………… 三二点

#### B. 丘陵部での出土

第五六・六〇次調査 …………… 四一点

低湿地での出土は総数の約九割(九〇・二%)に及び、木簡が水分の多い場所で遺存することを典型的に示す。丘陵部の木簡出土遺構も井戸であり、堆積土には水分が多く含まれていた。木簡はすべて水分が保たれた場所・遺構で出土しており、同様の環境にある場所・遺構には木簡が包蔵される可能性がある。以下、様相ごとに出土した木簡の特徴などを述べる。

**様相 A 1** 低湿地部の外郭線や政庁―外郭南門間道路に伴う施設で多量に出土したものである。出土地は第二四・四四次調査区の二ヶ所だが、合わせて総数の八割以上(八二・七%)に及ぶ数量がある。そのうちSB二二四建物跡出土の六二点とSD一四一三A暗渠跡裏込土出土の一九七点の木簡は、各遺構の構築に伴う埋土出土の一括資料である。また、SD一四一三A暗渠跡堆積土出土の八六点もB暗渠跡の構築まで一定の年代幅でみることができ資料で、いずれも良好な出土状況にある。これらは出土遺構の年代や性格、その時点の周囲や多賀城跡の状況をみるうえで有効性が高い資料といえる。特にSD一四一三A暗渠跡は最も古い政庁―外郭南門間道路に伴う遺構で、最初の道路が造営され、機能した第I期の多賀城を考える重要な資料である。

ただ、これらの大部分は削屑や小断簡で、原形が残る資料は少ない。情報は断片的で限られ、各木簡や資料全体の捉え方には解釈の余地も大きいと思われる。木簡の詳細な観察をはじめ、関連史料との整

合性、各簡相互の解釈における整合性などに慎重な検討を要す。

**様相 A 2** 低湿地での散発的な出土様相を示すもので、多賀城跡の南東部、南・西側の低湿地を延びる外郭線の調査での出土が顕著である。第三八次の作貫地区、第六一・八一次の鴻ノ池地区の木簡も内側の外郭南辺付近での出土で、城外南西の堀河で出土した第三七次の木簡以外の三〇点が外郭線付近での出土である。

外郭線付近での出土は低湿地部の今までの調査が外郭線の検出を中心としたことにもよるが、その造営によって平坦な低湿地に人工的な高まりが造られ、両側に堆積層が形成されたことも一因と思われる。低湿地部の外郭南辺は沢の開口部に大規模な堤を築いたようなものがあり、ここでは北側(城内)を中心に水分を含んだ土が自然に堆積する。城内の遺物が集まりやすく、木簡も遺存しやすい環境が形成される。外郭線周辺の木簡は、そうした環境下での遺存が考えられる。

資料的には比較的残りが良く、法量も大きい木簡がある。第一号(物品関係文書)、第三号(仏典の習書木簡)、第五号(武蔵国幡羅郡荷札)、第六八号(急々律令木簡)、第七二号(呪符)、第三七〇号(建築部材関連文書・「安積団解」習書木簡)が好例で、様相 A 1 の木簡とは対照的である。内容も文書簡、記録簡(第三六二・三六八号)、荷札、習書、呪符などがあり、一括性は乏しいが、個々の情報は豊富であり、別の意味で良質な資料が多い。

**様相 B** 丘陵部の大畑地区官衙出土の木簡である。第五六・六〇次調査とともに井戸からの出土で、木簡は主に堆積土の最下層に含まれていた。数量は、第五六次の S E 一九〇九は一点だが、第六〇次の S E 二一〇一 B は四〇点あり、丘陵部でも掘削が深く、堆積土に水分を保ちやすい遺構では木簡が多数遺存しえることが知られる。

S E 一九〇九の木簡は曲物蓋板に焼印があるもの、S E 二一〇一 B

の木簡は削屑が主体だが、小型ながら完形品もある。ともに土器をはじめとする豊富な遺物と共伴しており、前者では硯・刀子・櫛、後者では漆器・挽物・曲物・折敷・箸・櫛・下駄・付札状木製品のほか、貝類や種子などもある。官衙で使われた不用品が廃絶した井戸に投棄されていた状況で、木簡もその一つとみられる。木簡から知られる情報は、出土地付近の官衙の性格をダイレクトに反映するとみられる。

## 二 年代

木簡の年代は調査回数・出土した遺構で異なる。ここでは年紀のある木簡、行政区名や官司・職名、氏名といった一般的な語句の記載から年代がある程度限れる木簡、出土遺構の年代観などから現時点の多賀城跡木簡全体の年代観を把握する。

**年紀木簡** 総数四一七点中、年紀のある木簡は第五・四一七号(第二〇・八三次)のみで、前者は大同四年(八〇九)の年紀を持つ。後者は天平神護二年(七六六)とみたが、数字に破損があり、元年の可能性もある。

**記載から年代が判明する木簡** 年紀木簡以外にごく一般的な行政区名、官司・職名の記載には次のものがある(註1)。

・ 郷

幡羅郡 (第五号・第二〇次) (日理)郡 (第二六一号・第四四次)

郡郡郡 (第七一号・第三四次) 会津郡 (第三七〇号・第四七次)

(菊多)郡 (第八〇号・第四四次)

・ 郷里

陽日郷川合里 (第二七六号・第四四次)

・ 郷

- 「」(郷) (第二号・第八次) (郷) (第二四九号・第四四次)
- 挂草郷 (第七号・第二四次) □郷 (第二八五号・第四四次)
- 郷 (第一〇号・第二四次) (小)川郷 (第二八六号・第四四次)
- ・官司・職員名

- 白河団 (第六号・第二四次) 火長 (第三七三号・第六〇次)
- 安積団 (第三七〇号・第四七次) □□郡□ (第七六号・第四一次)
- 主帳 (第三二〇号・第四四次) 主典 (第九八号・第四四次)
- (大毅) (第三六二号・第四七次) (鉦)帥 (第九九号・第四四次)
- 旅(帥) (第三六三号・第四七次)
- 火長 (第六・三六・三七号・第二四次)
- 番長・火長 (第三六三・三六四号・第四七次)

行政区名に評制の表記はなく、郡より下は靈龜三年(七一七)施行の郷里制以後の表記である(註2)。また、軍団・郡司関係の表記は大宝令制後のものである。一方、主典と鉦師は征討使の職員で(平川一九九三)、陸奥国への任命は『続日本紀』和銅二年(七〇九)三月壬戌条を初見とする。これらの表記からみて、少なくとも大宝令制以前の木簡はなく、大宝令の里制下の木簡も少ないという見通しが立つ。

次に、郷里制の表記、建郡や軍団の設置記事、氏名の表記方法などから年代が限られる木簡をみてみたい。史料的には菊多郡の建郡や白河団の設置(『続日本紀』養老二年五月乙未・神龜五年四月丁丑条)、君子部・大伴部関係の改姓記事が鍵となる(『同』天平宝字元年三月乙亥条、『日本紀略』弘仁一四年四月壬子条)。

・郷里制の表記 靈龜三(天平一二(七一七)七四〇)

- 第二七六号 (第四四次)
- ・菊多郡の建郡と君子部の表記 養老二(天平宝字元(七一八)七五七)第八〇号 (第四四次)
- ・白河団の設置と大伴部の表記 神龜五(弘仁一四(七二八)八二三)第六号 (第二四次)
- ・君子部の表記 (天平宝字元(七一八)七五七)第二二九号 (第四四次)
- ・大伴部の表記 (弘仁一四(八二三)第八二・二〇八・二二六・二九〇号 (第四四次) 第三六六号 (第四七次) 第三八八号 (第六〇次)

これによると、先の年紀木簡を含めて上限と下限の年代が判明するのは第五・六・八〇・二七六・四一七号の五点で、それらは大きく言えば靈龜三年(弘仁一四年(七一七)八三三)の木簡である。また、氏名から下限のわかる木簡が七点あり、同様に言えば弘仁一四年以前のものである。それらの上限は不明だが、前述の見通しからすれば大宝元年(七〇二)以前とは考えにくい。したがって、記載から年代が判明するのは概ね八世紀(九世紀前半頃)の木簡である。しかし、それらは僅か一二点であり、全体の様相を捉えるにはやはり遺構の年代観も合わせて整理する必要がある。

**各木簡の年代** 出土遺構、木簡の記載から次のように考えている。  
 ◎第一・二号木簡 (第八次調査)

外郭南辺北側の遺物包含層からの出土で、第二号には郷とみられる記載がある。ともに九世紀前半頃の土器と共伴しており、その頃のものと考えられる。

◎第三・四号木簡 (第一次調査)

外郭東辺の材木堀跡に伴う整地層直上で出土した。八世紀末〜九世紀前半頃の土器と共伴しており、その頃の木簡とみられる。

◎第五号木簡 (第二次調査)

外郭南辺北側の遺物包含層での出土。大同四年(八〇九)の年紀がある。

◎第六〜六七号木簡 (第二次調査)

外郭東辺の材木堀跡に伴うSB二二四建物跡の整地層から出土した一括性のある木簡である。建物跡は八世紀末〜九世紀前半頃の構築とみられるが、木簡には白河団と大伴部の記載から年代を神亀五年〜弘仁一四年(七二八〜八三三)に限定できる第六号がある。遺構の年代観と合わせみれば、第六号は八世紀末〜弘仁一四年の木簡で、一括資料の他の木簡も同じ頃のものと考えられる(註3)。ここでは少し余裕をとり、それらを八世紀末〜九世紀前半頃の木簡とみておきたい。

◎第六八号木簡 (第二次調査)

灰白色火山灰層より古く、前述の建物跡周辺に堆積した八世紀末〜一〇世紀前半頃のスクモ層で出土しており。その頃の木簡とみられる。

◎第六九〜七一号木簡 (第三次調査)

外郭南辺北側の遺物包含層で第六九・七〇号、南側の遺物包含層で第七一号が出土した。前者の出土層は灰白色火山灰層より古い。共伴した瓦から八世紀末〜一〇世紀前半頃の堆積で、木簡もその頃のものともみられる。後者は「郡」の習書のある木簡で、第IV期(八六九)以後の層で出土しており、その頃の木簡の蓋然性が高い。

◎第七二号木簡 (第三次調査)

城外の南西部で一〇・一一世紀頃の多量の土器を伴うSD一二二一B大溝の堆積土から出土しており、その頃の木簡とみられる。

◎第七三号木簡 (第三次調査)

灰白色火山灰層より古く、内側の外郭南辺の基礎地業を覆う自然堆積層から出土している。第IV期の瓦と共伴しており、九世紀後半〜一〇世紀前半頃の木簡とみられる。

◎第七四・七五号木簡 (第四次調査)

外郭南辺北側の堆積層から出土した。層位は第七一号と同じ第IV期(八六九)以後の層で、九世紀後半〜一〇世紀前半頃の木簡とみられる。

◎第七六〜七八号木簡 (第四次調査)

第七六号は郡司の解とみられる木簡である。第七七・七八号とともに八世紀末頃に造られた外郭東辺のSA一三二一A材木列跡に伴う盛土から出土しており、いずれもその造営に近い頃のものともみられる。

◎第七九〜二七五・二七六〜三六一号木簡 (第四次調査)

最も古い政庁―外郭南門間道路に伴うSD一四一三A暗渠跡出土の木簡で、第七九〜二七五号が構築時の裏込土、第二七六〜三六一号が廃絶時までの堆積土から出土した。これらは一括性の高い資料で、第I期の多賀城を考える重要資料である。特に、裏込土出土の木簡の年代は創建年代と係わるとみられ、慎重な検討を要す。そこで、これらの詳しい年代は次節で検討し、ここでは大枠を示す。

裏込土出土の第八〇号には菊多郡君子部とみられる記載があり、菊多郡の建郡、君子部の改姓記事から養老二年〜天平宝字元年(七一八〜七五七)の木簡と捉えられる(『続日本紀』養老二年五月乙未・天平宝字元年三月乙亥条)。他に前・後に広がる年代を示す木簡はない。出土の一括性からすれば、他の木簡も概ね同じ頃の年代が考えられる。その場合、第八〇号の養老二年がA暗渠構築の上限となる。

堆積土出土の木簡には郷里制表記の第二七六号がある。他にその施

次数	地 区	立地	木簡No.	出 土 遺 構		木簡の年代
				遺 構	年 代	
8	外郭南辺西半	低湿地	1・2	遺物包含層	9c前半	9c前半
11	外郭東辺南端	低湿地	3・4	整地層上面	8c末～9c前半	8c末～9c前半
20	外郭南辺西半	低湿地	5	遺物包含層	8c末～9c中葉	大同4年(809)
24	外郭東辺南端	低湿地	6～67	SB224(土居桁整地)	8c末～9c前半	8c末～9c前葉
			68	第Ⅲb・c層	8c末～10c前葉	8c末～10c前葉
34	外郭南辺東半	沖積地	69・70	遺物包含層(北側)	8c末～10c前葉	8c末～10c前葉
			71	遺物包含層(南側)	9c後半～	9c後半～
37	城外南西部	沖積地	72	SD1221B	10～11c	10～11c
38	作貫地区 (内側の外郭南辺)	沢地	73	堆積層	9c後半～10c前葉	9c後半～10c前葉
40	外郭南辺東半	沖積地	74・75	堆積層	9c後半～10c前葉	9c後半～10c前葉
41	外郭東辺南端	低湿地	76～78	SA1321A(盛土)	8c末	8c末
44	政庁－ 外郭南門間道路	沢地	79～275	SD1413A裏込土	8c前半	養老2～天平宝字元年(718～757)
			276～361	SD1413A堆積土	靈龜元年(715)～8c中葉	靈龜元年(715)～8c中葉
47	外郭西辺北半	低湿地	362～369	SD1511	9c代中心	9c前半
			370	SD1526	9c代中心	大同元～弘仁6年(806～815)を除く 9c代中心
56	大畑地区	丘陵部	371	SE1909	9c後半	9c後半
60	大畑地区	丘陵部	372～411	SE2101B	9c前半	9c前半
61	鴻ノ池地区	沢地	412～415	堆積層	9c後半	9c後半
81	鴻ノ池地区 (内側の外郭南辺)	沢地	416	SX2968	8c後半～9c前半	8c後半～9c前半
83	外郭南辺西端部	丘陵裾	417	SK3073	天平宝字6年(762)～10c前葉	天平神護2年(766)

※遺構の年代は各『年報』に基づくが、郷里制表記の木簡に依拠したSD1413A堆積土の上限は靈龜3年に変更した。

表1 出土地区・遺構と年代

次数	木簡No.	出 土 遺 構	型 式											小計	木取り		
			011	015	019	032	033	039	051	061	065	081	091		榿目	板目	
8	1・2	遺物包含層											2	2	2	2	
11	3・4	整地層上面	1		1									2		2	
20	5	遺物包含層				1								1	1		
24	6～67	SB224(土居桁整地)	1		2				1	1	11	18	28	62	8	23	
	68	第Ⅲb・c層										1		1	1		
34	69・70	遺物包含層(北側)	1									1		2		2	
	71	遺物包含層(南側)							1					1		1	
37	72	SD1221B							1					1		1	
38	73	堆積層							1					1	1		
40	74・75	堆積層			1							1		2			
41	76～78	SA1321A(盛土)									1	2		3	1	1	
44	79～275	SD1413A裏込土										2	9	186	197	2	1
	276～361	SD1413A堆積土		1	1							2	5	77	86	7	2
47	362～369	SD1511			1	7								8	1	7	
	370	SD1526	1											1	1		
56	371	SE1909								1				1			
60	372～411	SE2101B	1		1		2	1			1	6	28	40	9	3	
61	412～415	堆積層				1		1	1	1				4	2	2	
81	416	SX2968										1		1	1		
83	417	SK3073			1									1		1	
小 計			5	1	8	9	2	3	4	4	17	45	319	417	37	46	
参 考 小 計			6		8	14			4	21		45	319	417		83	

表2 型式と木取り

行期間の靈龜三年（天平十二年（七一七）～七四〇）から前・後に広がる年代を示す木簡はない。また、靈龜三年はA暗渠構築の上限年代より古く、さらに古い木簡の存在は考えにくい。一方、A暗渠埋没の下限は、B暗渠に伴うSX一四一四柁の施設瓦が第I期の瓦に限られることから八世紀中頃とみている。年代の大枠は靈龜三年頃～八世紀中頃となる。

◎第三六二～三六九号木簡（第四七次調査）

外郭西辺の外溝、SD一五一一溝の堆積土で出土した。溝は灰白色火山灰降下以前の埋没で、木簡の出土層は共伴した土器から九世紀を中心とした頃の堆積である。これらの木簡は大きい板状の記録簡を複数の付札に転用する途中のもので、一次文書が削られていない未製品であり、一次文書は兵士に対する出挙の収納関係の帳簿と推測される。十日勤務の兵士の記載や出挙の利率から承和一〇・一一年（八四三・八四四）以前、大伴部とみられる記載から弘仁一四年（八三三）以前の可能性があり、遺構の年代と合わせて九世紀前半頃の木簡と考えられる。

◎第三七〇号木簡（第四七次調査）

外郭西辺の内溝、SD一五二六溝で出土した。前述のSD一五一一溝と同じ九世紀を中心とした頃の層での出土で、安積団の記載を持つ。同団は石背国が置かれた養老二年～神龜元年頃（七一八～七二四）と陸奥国の軍団数が減少した大同元年頃～弘仁六年（八〇六～八一五）以外の八・九世紀を通じて陸奥国に存在する（鈴木一九九八）。出土状況と合わせみると、年代は弘仁六年以後の九世紀の可能性が高い。

◎第三七一号木簡（第五六次調査）

城内の北東部、大畑地区官衙のSE一九〇九井戸の堆積土最下層から出土している。出土した土器から井戸は九世紀後半代のもので、その頃の木簡とみられる。

◎第三七二～四一一号木簡（第六〇次調査）

前項と同じ大畑地区官衙のSE二一〇一B井戸で出土した。廃絶後の堆積土下層を中心に出土し、共伴した土器から井戸の廃絶は九世紀前半頃とみられる。第三八八号に大伴とみられる記載、排水溝出土の漆紙文書に弘仁一二年（八二二）の具注暦もあるが、概ね九世紀前半頃の木簡として捉えておきたい。

◎第四一二～四一五号木簡（第六一次調査）

鴻ノ池地区の灰白色火山灰降下以前の堆積層から出土している。九世紀後半頃の土器と共伴しており、その頃の木簡とみられる。

◎第四一六号木簡（第八一次調査）

内側の外郭南辺の基礎地業を覆うSX二九六八盛土遺構で出土。八世紀後半～九世紀前半頃の土器と共伴し、その頃の木簡とみられる。

◎第四一七号木簡（第八三次調査）

外郭南辺北側のSK三〇七三土壙での出土。天平神護の年号を持つ。多賀城跡木簡の年代 以上から、各遺構の木簡の年代は表1に示したようになる。城外で出土した第七一・七二号以外は八世紀前半頃～

一〇世紀前葉頃の木簡で、現在のところ灰白色火山灰降下後に降る木簡は城内では出土していない。また、記載から年代を限定できる木簡は八世紀前半～九世紀前葉頃のものだが、出土遺構も踏まえて整理すると九世紀代とみられる木簡も多い。八・九世紀を通じて城内では多数の木簡が使われていたと考えられる。

三 形状と法量・木取り

削屑をはじめ、原形が不明なものが多い（表2）。〇九一型式Ⅱ三二九点、〇一九・〇八一型式Ⅱ五三三点。比較的原形を保つ木簡四五点の特徴を整理し

大別	型式	次数	木簡No.	法 量	木取り	備 考	大別	型式	次数	木簡No.	法 量	木取り	備 考
短冊形	011	11	3	(355)×42×6	板目		木製の墨書	061	24	6	222×(38)×2	板目	折敷の底板
		24	37	173×(24)×5	板目				41	78	径(130)×高(144)		高坏の脚部
		34	69	179×24×9	板目				56	371	径172×厚24		曲物の蓋板
		47	370	540×37×5	板目				61	415	径189×厚6		曲物の底板
		60	372	119×57×7	板目				24	7	(53)×径(22)	丸材	
付札	015	44	276	(209)×(20)×7	板目			24	15	(216)×(25)×6	板目	使用後に二次加工	
		20	5	205×29×8	板目			24	18	71×6×4	板目	籠状に二次加工	
		47	362	139×32×12	板目			24	20	(112)×6×8	板目	籠状に二次加工	
		47	363	140×35×15	板目			24	21	107×5×6	板目	箸状や籠状に二次加工	
		47	364	140×35×15	板目			24	33	(122)×9×6	板目	角棒状や籠状に二次加工	
		47	365	139×36×14	板目			24	43	129×10×6	板目	串状に二次加工	
		47	366	161×35×15	板目			24	47	(86)×6×5	板目	箸状に二次加工	
		47	367	(50+68)×33×14	板目			24	58	95×4×6	板目	籠状に二次加工	
		47	368	137×32×12	板目			24	59	67×3×-		籠状に二次加工	
		札	032	61	414	98×22×8		板目		24	65	357×径29	
				60	375	230×25×5	板目		34	70	(80)×15×12	板目	棒状に二次加工
				60	377	79×13×3	板目		44	273	(91)×3×3		籠状に二次加工
				38	73	(196)×39×10	板目		44	274	135×(5)×6		角棒状に二次加工
				60	374	(99)×32×10	板目		44	277	89×17×6	板目	使用後に二次加工
				61	412	(158)×26×5	板目		44	314	(133)×7×5	板目	籠状に二次加工
状	051	24	22	108×7×3	板目		60	378	187×6×3	板目	角棒状に二次加工		
		34	71	172×14×6	板目								
		37	72	(285)×31×4	板目								
		61	413	156×21×7	板目								

表3 型式と法量

てみたい。まず、形状を型式から大別すると次のとおりである。

- ・短冊形 (〇一・〇一五) 六点
- ・付札状 (〇三二・〇三三・〇三九) 一四点
- (〇五一) 四点
- ・木製品の墨書 (〇六一・〇六五) 二一点

**短冊形** 法量に大中小がみられる(表3)。長さ幅をみると、大型品には五四〇mm×三七mmと三五五mm×四二mmのものがあ、中型品は二一〇〜一八〇mm前後×幅二四mm程度、小型品は一一九mm×五七mmのものである。いずれも寸・分の単位で切りの良い数値に近い特徴がみられ、多少の規格性が推測される。木取りは板目がやや多い。用途は文書・記録簡や習書に使われており、最終的な内容は習書が多い。

**付札状** 端部に切り込みを持つ型式と一端のみを尖らす〇五一型式のものがあり、前者には長さ二〇〇〜二五〇mm程のもの一六〇mm以下の小型品がみられる。現状では大きい板状の記録簡から複数の付札への転用を意図した未製品があるため(第三六二〜三六八号)、小型品が多い。小型品は付札状木製品でも多く(『木簡Ⅰ』木簡図版18・『木簡Ⅱ』木簡図版28参照)、城内で多数作られ、使われたと推測される。木取りは転用の未製品を除けば板目が多。荷札や物品付札として使われている。〇五一型式の四点のうち、第七二号は長さ二八〇mm以上の板目取りの呪符である。他は二次的な加工で〇五一型式化した長さ一八〇〜一〇〇mm程の小型品で、型式と記載とは対応しない。第四一三号は斎申状の製品への転用とみられ、他は用途が不明だが、一端を籠状に二次加工した第二二号は後述の木簡の転用品と類似する。したがって、現状では荷札や付札としての使用例はない。

**木製品の墨書** 木製品に墨書したものが六点、木簡を二次的に加工して別の製品に転用したものが一五点ある。前者は折敷や曲物、高坏など容器の広い面を利用した習書が多い。後者には次のものがある。

A. 篋状に再加工したもの

1. 両端を篋状にする 第五八号(二四次)

2. 一端を篋状にする 第一八・二〇・二二・三三・五九号(二四次)

第二七三号・三二四号(四四次)

B. 串状に再加工したもの 第四三号(二四次)

C. 棒状に再加工したもの 第四七号(二四次)、第七〇号(三四次)

第二七四号(四四次)、第三七八号(六〇次)

D. その他 第一五号(二四次)、第二七七号(四四次)

A・Cは木簡を一五mm以下の幅で縦割りにし、多少の削りを加えて篋・串・棒状の製品としたもので、第二四次調査での出土が多い〔木簡I〕木簡図版6～11参照。いずれも用途は不明だが、形状や記載との関係からB・Cの二次加工は明確で、Aも篋状とは逆の端部を丸・角棒状にした第二一・三三号の存在から木簡の廃棄に伴う形状の改変ではなく、転用とみられる。長さはA・Bでは一〇〇mm前後のものが多く、先にその程度に切断されたものか。Cは一五〇mm前後でやや大きい。DはA・Cとは別の範疇となるものだが、第一五号は形状や法量、同伴関係などからA・Cへの再加工過程を示す資料の可能性がある。

**形状と数量** 各形状の数量差については、あまり意味はないように思われる。付札状の木簡や木製品の墨書の多さは、再加工による転用品を含むためで、それらを除けば前者は八点、後者は六点となる。短冊形のものとは大差がなく、同じ程度とみるにも対象とした資料が少な

いと言わざるをえない。また、一応は短冊形より付札状の木簡が多いが、〇一九・〇八一型式のものを内容に基づいて視野に含めると、状況はむしろ逆転する。第一号(物品関連文書)、第一三三号(兵士進上解の習書)、第七九号(戸籍抜書)、第三二〇号(主帳解)、第三七三三号(兵士宛火長文書)のように文書・記録簡は容易に見出しえるが、荷札や付札とみられる内容の木簡は第二号(采の荷札)程度にすぎない。実際には短冊形の木簡の出土が多い現状が考えられる。付札状の木簡の出土が少ない背景としては、城内では大規模な倉庫群がまだみつかっていないこと、木簡の出土が低湿地の外郭線の周辺を主体とし、荷札や付札が多量に消費・廃棄されるような場所ではないなどが考えられる。

#### 四 内容

削屑や小断簡が多さから明確に捉えられるものは少ないが、文書簡、記録簡、荷札、付札、習書、祭祀関連の木簡がある。文書簡、または記録簡とみられるものを含めて文書・記録簡が主体を占め、習書も多い。荷札や付札は現状では少なく、祭祀関連の木簡も僅かである。

**文書・記録簡** 文書簡は、第一・六・八・一三・三七・七六・三二〇・三七〇・三七三三号などがある。第六・一三・三七〇〔安積団解〕号は基本的には習書だが、内容は文書簡に準じてみることもできる。

第六・一三三号は射手・兵士の進上、第三七〇号〔安積団解〕は兵士の帰還、第八号は弓等の進上、第三七号は火長の物品請求文書である。第一・三七〇(異筆a)号は物品・建築部材関連の上申か、請求文書とみられる。そのほか第七六・三二〇・三七三三号は具体的な内容は不明だが、郡や軍団の解、兵士宛の火長の文書簡である。これらの多くは軍団や郡などの上申・進上・請求文書であり、国とそれらとの盛



んな文書・人・物のやりとりを示す。軍団内部の文書もあり、現状では軍制と係わるものが目立つ。

記録簡は、第四・七九・二七六・二七八・二七九・二九〇～二九四・三六二～三六八・三七二号などがある。第二九〇～二九四号と第三六二～三六八号は、それぞれ元は同一、または同種の木簡とみられる。

第四号は外長上や外散位の考第か、兵士・鎮兵の貧富や勇猛の程度を記す。第七九号は戸籍の抜書、第二七六号は個人情報を書いた〇一五型式の木簡で、兵士数を記す第二七七号との後筆習書の類似性から軍制の実務で使われていた可能性が高い。第二七八・二七九号も健児や厄弱な者の交替に係わる軍制上の記録簡の削屑とみられる。第二九〇～二九四号は材木の納入、第三六二～三六八号は出挙稲の収納に係わる帳簿、第三七二号は米の支給・貢進関連の記録簡とみられる。

これらの記録簡には個人情報把握、健児等の徴発・交替、資材や稲・米の出納での使用といったバラエティがある。城内で行政や軍制、出納といった様々な実務が行われ、それらが帳簿に基づいて処理されていたことを示す。また、稲・米関連の木簡は兵士を対象とするもので、軍制とも関連する。第三六二～三六八号では兵士の分番勤務の実態がみられ、記録簡でも軍制との係わりの強さが感じられる。

以上のほかにも、限定はできないが、文書簡または記録簡とみられるものは多い。製塩用の竈や薪の運送夫を記す第九・一〇号、列記されたとみられる人名に合点を付す第八二・九三・四一六号、人名と年令・年令区分・身体註記などを記す第九〇・九四・一九五・三二五・三八七～四〇三号、兵士数を記す第二七七号、分番勤務の交替に関する第九五～九六号などがある。いずれも付札類の記載ではなく、習書や祭祀関連とみられる特徴もない。文書簡か、記録簡に限れそうなる

のもあるが、断片資料が多いため広く捉えるにとどめ、内容上の特徴も前述の文書・記録簡に準じてみておきたい。

**付札類** 荷札、物品付札、荷札または物品付札があるが、いずれも少数である。荷札は第二・五・三七五号があり、第二号は記載の内容・構成から荷札とみられるもので、「六斗」の記載から庸米の荷札の可能性がある。第五号は武蔵国、第三七五号は某国から陸奥国に搬入された米などの荷札で、前者には大同四年（八〇九）の年紀がある。

これらの内容は興味深いもので、一般的に調庸物は京進されるが、神護景雲二年（七六八）以降の陸奥国は京進せず、蝦夷の祿への充当が常態になったとみられている（鈴木一九九八）。第二号が庸米の荷札なら陸奥国での庸米の消費を示す資料となる（註4）。また、他国からの物資の搬入を示す第五・三七五号は、征夷の際をはじめ、陸奥国がしばしば他国から人や物資の支援を受けていたことの実例となる。第五号にみえる征夷後もない大同四年には按察使、大同五年には官人の公廩すべての他国からの支給なども定められている（『木簡Ⅰ』第五号解説参照）。数は少ないが、第二・五・三七五号は蝦夷の祿に調庸物を充当し、また、他国に支援された陸奥国府多賀城の特色をよく示す荷札といえる。

物品付札は第七三・四一二・四一三号があり、第七三号は種籾の付札である。第四一二号は米の付札か。第四一三号は詳細が不明である。荷札、または物品付札とみたものは第三七四・三七七号である。これらは記載の構成（品物と数量、人名、日付）と形状に荷札の特徴はあるが、通常のものとはやや外れる要素を持つ。品目は米や黒春米だが、数量がかなり少ない。また、本貫のない人名のみの表記で、法量も小型とみられるため限定しなかった。

**習書** 数量が多く、典籍や文章、字句・文字の習書などがあり、典

籍の習書には第三・七八号がある。前者は仏教の経文の習書で、薄い異筆も何かしらの典籍の可能性がある。後者は高坏の脚部を利用した習書で、出典の候補に『楽毅論』があげられている(平川二〇〇六)。

文章の習書は、文書簡の項であげた第六・一三・三七〇(「安積団解」)号がある。一見、それらは正文にみえるが、形状や異筆との関係、字句の繰り返しといった特徴から習書と判断される。第六号は白河団の射手進上文の習書で、折敷に『具』や『射』とみられる文字を習書をした後に書かれる。縦に割り、さらに細かく折って廃棄されており、最終文書の性格を踏まえた廃棄か。第一三号は兵士進上の文言・事書の習書。第三七〇号は安積団解を主とする習書で、一次文書の裏と上半を削った表に書かれている。表は過所式を意識した文章だが、一次文書の下半が残り、詰めた書き方をしている。裏では字句を繰り返す。

字句の習書は第一五号に進上を意味する「貢上」、第三六号に職名の「火長」と人名、第七一号に行政単位の「郡」、第二七六・三一六号に鳥取部や文部などの人名がある。文字の習書も種々あるが、共伴した木簡の字句や内容に通じるものが多い。例えば、第六号の白河団射手進上文の習書と共伴した第二四次調査の木簡には「射」や「鳥」の習書があり(第一七・二〇・三六号)、第六号にみえる「射手」や射手名の「鳥取部」に通じる。第六号でも先に『射』や『具』とみられる文字を習書し、『具』は武器にも使われる単位である。

全体的に典籍の習書は少なく、律令制的な文書実務に係わる現実的な習書が多い。仕事の合間をはじめ、仕事でも文書実務をこなすための文章や字句、文字の習書が盛んに行われていた様子が窺われる。

**祭祀関連** 明確な呪符として第七二号があるが、城内ではなく、城外南西部の堀河での出土である。一面に符籙と百怪を鎮めるために未

申(西南)の方角に立てる符であること、もう一面に符籙と奉幣文、呪句を記す〇五一型式の呪符で、多量の坏・皿類の土器と共伴している。出土地・内容・共伴遺物の様相が京城四隅の道に鬼魅を迎えて饗す道饗祭と付合するものである(平川一九九九)。

ほかに「急々律令」の語句のある第六八号や齋串状の形状の第四一三号に祭祀関連の雰囲気があるが、前者は進上物を病人に服用させる指示の文書とみられる。符籙もなく、祭祀での使用は考えにくい。ただ、形状や「急々律令」の表現を評価すれば、病人の治療の背景に祭祀関係者の存在をみれなくもない資料である。後者は木簡としての使用後に齋串状に二次加工されたもので、記載文書は祭祀と無関係である。したがって、確実な祭祀の木簡は城外出土の第七二号のみである。

#### 五 多賀城跡木簡の特徴 ― 小結 ―

木簡の特徴についてまとめると、木簡は多賀城跡の南東部、南・西側の低湿地で大半が出土しており、丘陵部での出土は少ない。出土様相としては、低湿地の外郭線や政庁―外郭南門間道路に伴う施設での多量の出土、外郭線沿いの溝・堆積層などからの散発的な出土、丘陵部の井戸での出土がある。いずれも水分を保つ立地や遺構での出土で、木簡はそうした環境下で遺存している。出土の大半をしめる低湿地では、施設に伴う多量の出土の場合は削屑や小断簡を主体とし、堆積層などからの散発的な出土では比較的残りの良い木簡が多い。

年代は出土遺構で異なるが、現在のところ城内の木簡は八世紀前半頃―一〇世紀前半頃のものである。八・九世紀を通じて城内では多数の木簡が使われていた。なかでもSD一四一三A暗渠跡出土の八世紀前半頃の木簡は第I期の多賀城を考えるうえで重要な資料である。な

お、城外では一〇・一一世紀頃の木簡もみられる。

木簡の形状が判るものは少ないが、短冊形、付札状、木製品に墨書があるものがある。原形が不明な木簡の内容まで視野に含めると、現状では短冊形の木簡が多いと考えられる。法量は短冊形に大中小、付札状の木簡に大小があり、それぞれ多少の規格性を持つ可能性がある。

内容的には文書簡、記録簡、荷札、付札、習書、祭祀関連のものがあり、文書・記録簡と習書が多い。文書簡では国と軍団・郡などとの間の盛んな文書や人・物のやりとりの様子、記録簡では城内で行政や軍制、出納などの様々な実務が帳簿で処理されていたことが知られる。習書は律令制的な文書実務に直接係わるものが多く、現実の仕事をこなすための文章や字句・文字を中心に城内では盛んに習書が行われていたとみられる。なお、以上の文書・記録簡、習書では軍制に係わる記載が目立つことも特徴としてあげられる。

一方、荷札や付札、祭祀関連の木簡は現状では少ないが、荷札には庸米の荷札の可能性や他国からの支援が知られる陸奥国府多賀城の特色をよく示す荷札がある。祭祀関連の木簡は城外で道饗祭と付合する呪符が出土している。

## 第二章 創建期の木簡

多賀城跡出土木簡には様々な情報が含まれており、多賀城や東北の古代史を考えるうえで重要な資料がある。ここでは特に重要と思われる多賀城創建期の木簡について検討する。

対象とするのは、第四四次調査出土二八三点の木簡で(第七九〇三六一号)、最も古い政庁―外郭南門間道路に伴うSD一四一三A暗渠跡の裏込土から一九七点(第七九〇二七五号)、堆積土から八六点(第二七六〇三六

一号)が出土している。ともに大部分は削屑だが、大枠で霊龜三年・養老二年(七二七・七二八)～八世紀中頃の年代が与えられる木簡で(4頁参照)、第I期の多賀城をみるうえで重要な資料である。特に裏込土出土木簡は最初の道路・暗渠跡構築時の一括資料であり、下限も天平宝字元年(七五七)頃とみられる(第八〇号)確実な第I期の資料である。検討によつて、年代はさらに限定される余地があり、多賀城碑に神龜元年(七二四)とみえる以外にはない多賀城の創建年代を示唆する可能性もある。以下では、裏込土出土木簡を中心に検討する。

### 一 出土遺構に関する補足

暗渠・道路跡の概要は『木簡Ⅱ』(4～7頁)のとおりだが、その後の調査の進展によつて木簡の出土時点と現在では道路跡の見解を修正している。また、周りの状況も当時より明らかになっており、木簡との関連では次の①～③が注意される。

- ① A1道路は政庁中軸線上を伸びる直線道路である。
- ② A暗渠は東西の発掘基準線(政庁正殿跡南入側柱列)の約三〇六m(一八m×一七)南に位置する。
- ③ A暗渠の北側で新たに第I期の外郭南門・南辺(内側の外郭南辺)とみられる門跡と区画施設を検出している。

①と②からA1道路とA暗渠は第I期政庁の建物配置と同じ一八m方眼の計画性を持つ遺構とみられる。第I期政庁の建物は正殿を中心に南北を政庁中軸線、東西を正殿南入側柱列を基準線とする一八m方眼上で配置されており、近年、その計画性は政庁南側の造成範囲や外郭東門にも及んでいたことが考えられている(『補遺編二〇一〇』『年報二〇

一〇)。出土時点では東に湾曲するとみていた道路が政庁中軸線上を伸びる直線道路であり、A暗渠も政庁跡と同様の計画性で理解できることは、それらが創建期の遺構であることを窺わせる。一方、③によってA暗渠は城外の遺構である可能性が高くなった。木簡をみる際には城内も含めて外郭南門周辺での廃棄を考慮する必要がある。

## 二 裏込土出土木簡の内容と年代

### 1 概要

一九七点中五八点で文字を釈読し、戸籍の抜書とみられる小断簡をはじめ(第七九号)、人名やそれに伴う記載(第八一〜八四・八六〜九四号など)、地名の記載(第八〇・二一九号)、職名や勤務関係の記載(第九五〜九九号など)の削屑などがある。戸籍の抜書は大宝二年美濃国戸籍や陸奥国戸口損益帳の記載と特徴が類似する。人名等の削屑では文部、大伴部、宗何などの氏族名、年令や身体的な特徴の註記などがある。これらには傍らに合点を打つものもあり、多賀城創建頃の陸奥国で籍帳制による把握、木簡による運用がなされていたことが知られる。地名は菊多郡や日理郡、職名は征夷使の主典や鉦師とみられる削屑がある。勤務関係のものは交替や欠勤を示す内容で、分番勤務の「番」の語を含む記載もあり、兵士に係わるものと思われる。

年代は、既述のとおり、養老二年〜天平宝字元年(七一八〜七五七)頃を大枠とする(4頁参照)。以下では、征討使、地名と人名、分番勤務関係の削屑などからさらに検討をする。

### 2 年代の検討

**征討使** 第九八〜一〇〇号は同一簡の削屑で、第九八号に主典、第九九号に鉦師とみられる記載があり、鉦師が軍隊で使う鉦の指導者で

ある点から征討使の職名と考えられる(平川一九九三)。これらは征討使派遣中の木簡で、その廃棄も征討使の帰還後まもなくとみられる。大卒の年代で、陸奥国への征討使は養老四年(七二〇)九月〜同五年四月、神亀元年(七二四)四〜十一月、天平九年(七三七)正〜七月の三回派遣されている(註5)。第九八〜一〇〇号の年代は、そのいずれかにあたり(註6)、出土の一括性から他の木簡も同じ頃のものと思われる。

そこで、三回の派遣の前後も含めて『続日本紀』から陸奥国征討使の将官の呼称と人数等を整理した表4A、及び、同じ頃の他国への征討使の呼称を整理した表4Bをみると、次のことが指摘できる。

- ア. 将官の末尾呼称は軍防令24将帥出征条に基づく將軍・副將軍・軍監・軍曹という將軍系の呼称と、大使・副使・判官・主典による大使系の呼称がある。
- イ. 養老以前の呼称は將軍系である。
- ウ. 陸奥国以外の征討使の呼称は將軍系である。
- エ. 神亀元年以降の陸奥国の征討使では大使系の呼称が使われている。
- オ. エの中で將軍系の呼称が若干みられる場合がある。

表4A・Bによると將軍系と大使系の呼称はほぼ使い分けられている。そして、イ〜エからみると征討使元来の呼称は軍防令による將軍系であり、大使系は神亀以降の陸奥国の征討使の呼称と考えられる。將軍系から大使系への陸奥国征討使の呼称の変化については、養老の征夷後に陸奥国で成立した鎮兵制に伴い、將軍系の呼称をとる鎮官が置かれたことによる区別とする指摘がある(北一九九三)。

ただ、神亀以降の陸奥国征討使に將軍系の呼称がみえる場合もあり、両系統の併用も考えられる。しかし、その例は僅かであり、八世紀前半では神亀元年四月の一例のみである。前後の史料からすると、それ

は呼称の移行期における特殊な例の可能性がある(註7)。また、宝亀十一年の例(五・六月の史料は一連)は八世紀前半の諸例とは年代が離れており、八世紀末〜九世紀初め頃の征討使の問題としてみたほうがよいと思われる。

年次	四等官名	総称等	事項
709 和銅二年三月壬戌	陸奥鎮東將軍 1		任命
720 養老四年九月戊寅	持節征夷將軍 1 副將軍 1 軍監 3 軍曹 2		任命
721 養老五年四月乙酉	征夷將軍		帰還
722 養老六年四月丙戌	將軍		授勲
724 神龜元年四月丙申 十一月辛未 乙酉	持節大將軍 1 副將軍 1 判官 8 主典 8 持節大使 征夷持節大使		任命 慰勞 帰還
737 天平九年正月丙申 四月戊午	持節大使 1 副使 2 判官 4 主典 4 持節大使 副使 判官		発遣 奏言
780 宝亀十一年三月癸巳 甲午	征東大使 1 副使 2 判官 4 主典 4 副使		任命 叙目
四月戊戌	副使		叙位
五月癸卯	副使		勅
六月辛酉	持節副將軍 軍監		奏書
七月癸未		征東使	請
八月甲申		征東使	請
九月壬子	持節征東大使 1	使	任命
十月己未		征東使	奏言
十一月庚子		征東使	勅
十二月辛巳	持節征東大使 副使 征東副使	征東使	奏言
781 天応元年九月辛巳	大使	征東副使	奪位

表 4 A

年次	四等官名	対象	事項
709 和銅二年三月壬戌	征越後蝦夷將軍 副將軍	越後	任命
八月戊申	征蝦夷將軍 副將軍	越後	帰還
九月乙丑	征狄將軍	越後	賜祿
713 和銅六年七月丙寅	將軍	隼人	授勲
720 養老四年三月丙辰	征隼人持節大將軍 副將軍	隼人	任命
六月戊戌	持節將軍	隼人	慰問
八月壬辰	征隼人持節將軍 副將軍	隼人	勅
9月戊寅	持節鎮狄將軍 軍監 軍曹	出羽	任命
721 養老五年七月壬子	鎮狄將軍 征隼人副將軍	隼人	帰還
722 養老六年四月丙戌	將軍	隼人	授勲
724 神龜元年五月壬午	鎮狄將軍 軍監 軍曹	出羽	任命
十一月乙酉	鎮狄將軍	出羽	帰還
740 天平十二年九月丁亥	大將軍 副將軍 軍監 軍曹	藤原広嗣	任命
乙巳	大將軍(將軍)	藤原広嗣	勅
戊申	大將軍	藤原広嗣	奏言
己酉	大將軍	藤原広嗣	奏言
十月壬戌	大將軍	藤原広嗣	詔
壬戌	大將軍	藤原広嗣	奏言
己卯	大將軍(將軍)	藤原広嗣	勅
十一月丙戌	大將軍	藤原広嗣	奏言
戊子	大將軍	藤原広嗣	奏言
780 宝亀十一年三月甲午	出羽鎮狄將軍 軍監 軍曹	出羽	任命
五月辛未	鎮狄將軍	出羽	勅
甲戌	將軍	出羽	勅
己卯	鎮狄將軍	出羽	勅
八月乙卯	鎮狄將軍	出羽	奏言

表 4 B

年次	征夷使	鉦関係
685 天武十四年 十一月		角吹、鼓吹、幡旗、弩地などの私的所有禁止。郡家に収公
701 軍防令39 軍防令44	征夷使任命 (第四等官：呼称不明)	軍団に鼓と角吹を配備。兵士教習を定む 鼓鉦、角吹等の私的所有禁止
709 和銅二年三月	征夷使任命 (第四等官：呼称不明)	元会之日に鉦鼓を用いることはより始まる
715 靈龜元年正月	征夷使任命 (第四等官：軍曹二人)	
720 養老四年九月		
721 養老五年十二月		授刀寮と五衛府に鉦鼓各一面を置く
722 養老六年閏四月	陸奥国に諸施策を発令	
724 神龜元年四月	征夷使任命 (第四等官：主典八人) 坂東九国の軍に教習騎射、 試練軍陳を命ず	
734 天平六年四月		山陰道四国に鉦を送付
737 天平九年正月	征夷使任命 (第四等官：主典四人)	
800 延暦十九年十月	鼓吹司に鉦鼓長上を置く	鼓吹司に鉦鼓長上を置く

表5

以上を踏まえて、第九八号の主典にあたる征討使第四等官の呼称に注目すると、養老は軍曹、神龜・天平は主典であり、主典は神龜・天平の征討使の呼称である。養老以前の征討使元来の呼称が將軍系であること、大使系の呼称が鎮官の設置を背景として採られた神龜以降の陸奥国征討使の呼称とみられることからすると、第九八号の主典が養老の征討使の軍曹にあたる可能性は低い。第九八号の主典は神龜か、天平の征討使とみるのが妥当である(註8)。

次に、鉦師については、解説に記すとおり(『木簡Ⅱ』25頁、八世紀前半頃の征討軍に存在を想定するには一考を要す。鉦を征戦之備とする位置付けは征討が盛んな延暦十九年当時の認識である(『類聚三代格』卷四延暦十九年(八〇〇)十月七日太政官符)。鉦関係の史料によれば、鉦の使用は元來盛んではなく(北一九八四)、配備は遅い(表5)。征戦之備とする官符自体、延暦十九年に至って鼓吹司に鉦鼓之師を置いた史料で、それ以前は角吹の教習を主流としていたとみられる。八世紀前半の史料をみると、鼓吹の軍団への配備と兵士の教習を定めた軍防令39軍団置鼓条では鉦を規定していない。鉦は靈龜元年(七二五)の元日の儀に頭れ、中央軍制で配備されたのは養老五年(七二二)ことである(註9)。その後は天平四年(七三二)の節度使の体制下で山陰道に送られている(天平六年出雲国計会帳『大日本古文书』編年之一五八六〜六〇六頁)。こうした配備状況からみると、延暦十九年時点の認識を八世紀前半の征討軍に適用するには整合性の確認が要される。

養老の征討時点では、令制で鉦の配備・教習を定めず、私的な所有も禁じている(軍防令44私家鼓鉦条)。養老五年の中央軍制採用と天平六年の節度使による配備からすれば、実態としても中央・地方とも未配備だったと考えられる。また、少し時代を遡るが、兵器の収公で著名

な『日本書紀』天武一四年（六八五）十一月丙午条には「詔四方国曰。大角小角。鼓吹幡旗。及弩抛之類。不応存在私家。」とあり、鉦の収公は命じていない。一般的にもほとんど普及しなかったとみられる（註10）。残る靈龜元年の史料は「元會之日。用鉦鼓自是始矣。」という使用の起源を述べた後次的な評価で、実態としては肯定できない。

したがって、管見の限り、養老の征討時点では鉦や鉦師の確かな存在が捉えられない。鉦の使用を支える体制や基盤がみられず、征討軍だけでの想定は厳しいと言わざるをえない。また、この時の征討使は陸奥按察使殺害の急報の翌日に任命、節刀の授与があり、慌ただしく出発している（『続日本紀』養老四年九月丁丑・戊寅条。兵は遠江・美濃・越前国以東の広範囲から動員が確認できるが（『類聚国史』巻八三養老四年十一月甲戌条）、急行する征討使に従って私的所有の禁止、軍団での未配備・未教習という状況下で集められた軍に鉦や鉦師の存在を想定するのは現実性に欠けると思われる）。

次に、神龜元年の征討時点では中央軍制で鉦が採用されていた。その史料には「便作將軍之号令、以為兵士之耳目、節進退動靜。」とあり（前掲註9）、將軍の号令を兵士に伝え、進退・動きを秩序づける指揮具とされている。史料の内容が具体的に、確かな存在と配備が捉えられ、次に派遣される征討軍への想定も可能と思われる。実際、この時の征討では動員した坂東九国の三万人に「騎射教習」と「試練軍陳」の訓練を命じている。そのうち「試練軍陳」とは陣法訓練で（『続日本紀』神龜元年四月癸卯条）、先の史料での鉦の使用方法からすれば、その場に鉦や鉦師をみるのは無理がない。むしろ存在の必然性すら感じられる。

天平九年の時点では、地方まで鉦の配備が及ぶ。征討関係史料に存在を示す記事はないが、中央・地方軍制ともに鉦の配備が知られる。

先の征討での存在も考えられ、想定に無理はない。

以上のことから、鉦や鉦師の存在は神龜・天平の征討軍では想定に無理がなく、養老の征討軍での想定は厳しい。その状況は前述の典拠と同じである。八世紀前半頃の征討使関係史料、鉦関係史料に基づいて見る限り、木簡の典拠と鉦師は神龜か、天平の征討軍の職員とみるのが妥当と考えられる。

**地名と人名** 地名は第八〇・二一九号に郡名がみえる。ともに名称部分を欠損するが、残画から第八〇号が菊多、第二一九号が日理の理と判定できる。菊多郡は養老二年の石城・石背国分置の際に常陸国多珂郡を割いて建郡された（『続日本紀』同二年（七一八）五月乙未条。当初は石城国に属し、両国の再併合で陸奥国の所管となる。日理郡は阿武隈川河口の南岸に接する郡で、菊多郡と同じく石城国分置時には同国に属した。菊多郡が石城国の南端、日理郡が北端の郡である。

人名の記載は地名より比較的多く、氏族名は七氏族が確認できる。

占部（第七九号） 鳥取部（第八三号）

君子部（第八〇・二二九号） 宗何（第九三・二二八号）

丈部（第八一・八六・八七号） 矢田部（第一九五号）

大伴部（第八二・二〇八・二二六号）

陸奥国内での各氏族の分布をみると、占部、君子部、丈部、大伴部は広範囲に分布し、特徴が捉えにくい。一方、鳥取部は史料上は確認できないが、第六号に白河団の射手（『木簡Ⅰ』17頁）、第三七〇号に安積団の會津郡兵士（『木簡Ⅱ』56頁）があり、福島県中通り・会津地方に所在が知られる。宗何は神護景雲三年（七六九）の改賜姓記事、多賀城・胆沢城跡の漆紙文書から海道沿いでの分布が知られ、特に阿武隈川河口南岸の宮城県亘理郡以南での分布が目立つ（『木簡Ⅱ』24頁）。矢田部は

貞観十二年（八七〇）の改賜姓記事、福島県郡山市清水台遺跡（安積郡衙跡）の出土文字瓦から安積郡での所在が確認できる（『木簡Ⅱ』34頁）。

鳥取部と矢田部については多賀城跡南面の市川橋遺跡出土第一二〇号木簡にもみえる（多賀城市教育委員会二〇〇五）。方格状の地割をなす道路の北2道路南側溝（SD三〇九九）出土木簡で、上番兵士を馬庭の整備に充てる内容を持ち、「大伴」の記載から弘仁一四年（八三三）以前のものである。二〇人程の兵士を列記していたとみられ、鳥取部と矢田部以外では文部、阿刀部、磯部、□和部、大伴、占部など八氏族が確認できる。上番兵士の軍団・郡単位の編成や行動からみれば（多賀城跡第三七〇号）、彼らにも纏まりがあり、鳥取部と矢田部の分布状況から安積団か、白河団の兵士と推測される。

ところで、八氏族のうち鳥取部、矢田部、文部、大伴、占部の五氏族は裏込土出土木簡にみえる氏族と共通している。逆に言えば、裏込土出土木簡の七氏族のうち君子部と宗何以外は安積団か、白河団の兵士を記す市川橋遺跡の木簡の氏族に網羅されている。そのことから裏込土出土木簡の占部、文部、大伴部も同じ地域の居住者の可能性が考えられる。史料上では占部は確認できないが、文部や大伴部は同地域で容易に見出され（『続日本紀』神護景雲三年（七六九）三月辛巳条、『日本後紀』延暦十六年（七九七）正月庚子条など）、第六号木簡でも白河団の射手として確認できる。なお、堆積土出土第二七六号の文部大麻呂の本貫も安積郡である。

以上のことを整理すると、裏込土出土木簡にみえる氏族のうち鳥取部と矢田部は福島県中通り・会津地方、宗何は主に宮城県亘理郡以南で確認される。文部と大伴部は福島県中通り地方の人でも矛盾しない。占部は不明だが、君子部のうち一人は菊多郡（第八〇号）の人であ

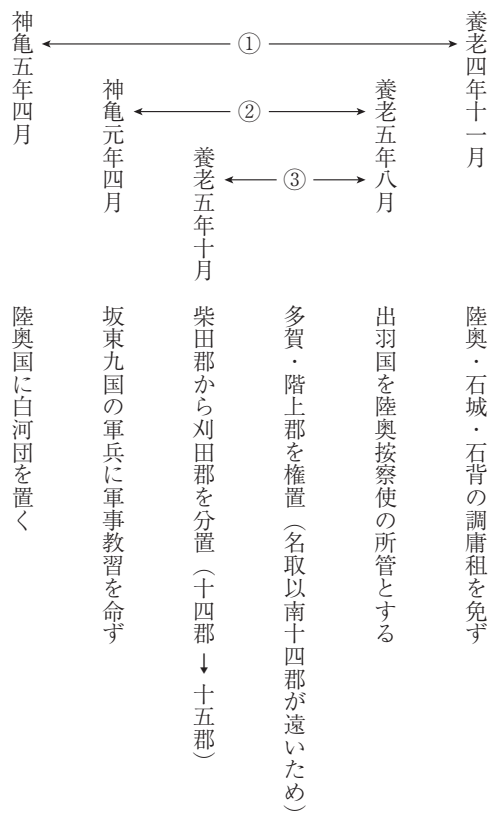
る。この状況からみて、裏込土出土木簡にみえる人名は福島県中通り・会津地方、宮城県亘理郡以南の地域の人々が主体と考えられる。言い換えれば、石城・石背地域の人々である。

こうした地名と人名のあり方は木簡の年代も示唆する。木簡の日常的な政務での使用という資料的性質からすれば、それらが石城・石背の存続期に陸奥国の多賀城で使用・廃棄されるのは一般的ではない。基本的には両国の併合を踏まえて理解される木簡である（註11）。

もつとも、両国の併合、及びその年代を明示する史料はない。确实などころでは『類聚国史』巻八三養老四年十一月甲戌条の「陸奥石背石城三国」の記載、『続日本紀』神龜五年四月丁丑条の陸奥国白河団設置記事からみて、養老四年（七二〇）～神龜五年（七二八）の間に併合されている（後掲模式年代①）。しかし、出羽国を陸奥按察使の所管とした養老五年の史料に基づけば（『続日本紀』同五年八月癸巳条）、それ以前に陸奥按察使が複数の国を所管していたとみられるので、同年八月までは両国の存在が考えられる（土田一九九二）。また、神龜の征討史料にみえる「坂東九国」（『同』神龜元年四月癸卯条）とは坂東八国と陸奥国であり、両国が入る余地はないことから（喜田一九八二）、併合は養老五年八月（神龜元年四月（七二一）～七二四）の間とみるのが一般的である（模式年代②）。近年、その下限はさらに詰められている。養老六年閏四月発令の陸奥国再建・強化策との必然性からそれ以前とする説（今泉二〇〇二）、前掲『類聚国史』の史料、及び『続日本紀』にみえる多賀・階上郡権置時の名取以南の郡数（二四郡）と養老五年十月の刈田郡分置による十五郡化との関係から、養老四年十一月～同五年十月以前とする説があり（佐々木二〇一〇）、ともに合理的な見解である。特に注目されるのは後説で、前述の養老五年八月の史料を踏まえれば、併合は同五年八～十



月に限定できる（模式年代③）。前説も内容的には矛盾せず、両国の併合は養老五年秋頃に絞られた。憶測すれば、併合の機会としては按察使の所管国を変更した養老五年八月こそ最もふさわしいと思われる。



### 分番勤務関係

第九五〜九七号がある。第九五号に「□番□替□」、第九六号に「□三番替」、第九七号に「替充□□」があり、交替を示す「替」の語を含み、第九五・九六号では「番」の語がみえる。「番」は第三六三・三六四・三七〇号が示すように分番制による軍団兵士の上番勤務で使われる（『木簡Ⅱ』52・56頁）。第九五・九六号も兵士関連とみられ、共伴関係と「替」の語の共通性から第九七号も同様に考えられる。これらは軍団兵士の分番勤務を示すもので、出土遺構からみて多賀城の造営中にはすでに勤務している。また、造営中という点に注目すると、同時に多賀城以前の陸奥国府への上番も考えられる。その国府は仙台市郡山遺跡のⅡ期官衙とみるのが一般的である。

ここで兵士の分番勤務の木簡をみるうえで、各征討時点での陸奥国

の軍備を整理しておきたい。陸奥国の軍制は令制の当国民を兵士として軍団に徴発し、各団から城柵に分番勤務する軍団兵士制と令外の制で主に東国から徴発し、長期にわたって城柵に長上兵として勤務する鎮兵制の二本立てである点に特徴があり（鈴木一九九八）、多くの業績によつて概要や変遷が示されている（板橋一九六六、高橋一九七二、今泉二〇〇一、鈴木二〇〇八など）。

養老四年の征討時点では軍団兵士制による二団二千人の体制が推定される（今泉二〇〇一、鈴木二〇〇八）。それは養老二年の石城・石背国分置に伴って、行方・安積・名取・丹取団による四団四千人の体制から行方団が石城国、安積団が石背国に所属した結果で、陸奥国の軍備は半減していた。また、鎮兵制は関連史料がなく、未成立である。

神龜元年の時点では石城・石背国の再併合によつて軍団兵士が四団四千人に復している。また、養老六年閏四月の諸施策以降に顕れる鎮所関係の記事からみて鎮兵制が成立していた（『続日本紀』養老六年閏四月乙丑・八月丁卯条、養老七年二月戊申条、神龜元年二月壬子・乙卯条など）。兵数は不明だが、後述の天平九年の例から五〇〇人程度か、それ以上とみられている（鈴木二〇〇八）。

天平九年の奥羽連絡路開削事業では大野東人が鎮兵四百九十九人、当国兵五千人、帰服狄二百四十九人を率いている（『続日本紀』天平九年四月戊午条）。帰服した蝦夷を除いた純粋な軍制上の兵は軍団兵士と鎮兵で、兵士は神龜五年の白河団の新置によつて五団五千人に増えている。なお、他に天平四年の節度使の下で整備された三百人の健児の存在も知られる（『類聚三代格』卷一八大同五年五月十一日太政官符所引天平五年十一月十四日勅符）。

以上の軍備を簡略に示すと次のとおりである。

養老二年以前 軍団兵士四千人

養老四年 軍団兵士二千人

神亀元年 軍団兵士四千人 鎮兵(五百人)

天平九年 軍団兵士五千人 鎮兵 四九九人 (健児三百人)

軍備は養老二年の半減後、次第に増強され、神亀の征討時には鎮兵制と合わせて倍以上となり、天平の時点ではさらに増えている。また、そうした変遷であるだけに養老の征討頃における脆弱さが目立つ特徴がある。それらを踏まえて分番関係の木簡をみた場合、問題となるのは唯一脆弱な養老の征討頃の体制でも多賀城と郡山遺跡における勤務の想定は可能かという点と思われる。

二団二千人の体制は、名取団と後に玉造団と改称する丹取団の各千人で構成される。その場合、北の軍団が南の城柵官衛を準備する例はないことから、仙台平野の準備は名取団の千人があつたと考えられる。もともと、分番制であるから千人が一度に勤務するわけではない。陸奥国の軍団兵士は六番程度に分かれた交替勤務で(鈴木二〇〇八)、第九六号でも三番以上の勤務が知られる。したがって、仙台平野に常勤する兵士は最大でも三百四十人弱で(三番)、十日交替の六番制なら百七十人弱である。また、不眠不休の勤務も不可能なので、実数はさらに少なく、六番制なら百人を下回る可能性がある。

具体的に考えると、二団二千人の体制で多賀城と郡山遺跡の二つを準備するのは相当に厳しい。そもそも半減した兵力で郡山遺跡以外に多賀城にも兵士を勤務させれば兵力はさらに半減する。そうした施策の遂行は一般論としては考えにくく、この頃に多賀城と郡山遺跡の両方に兵士の分番勤務を想定するのは無理が伴うと思われる。一方、神

亀の征討頃の軍備であれば軍団兵士は倍増し、鎮兵も存在する。鎮兵は交替勤務ではなく、常勤の兵士なので五百人と想定される兵の半分を北の大崎地方に配しても二百五十人は仙台平野で常勤できる。鎮兵も加えれば前段階に比べて三倍以上の兵力があり、新旧二つの国府を準備しつつ同時に多賀城の造営を進めるのも可能と思われる。

以上のことからすると、兵士の分番関係木簡の出土は、養老五年秋頃の石城・石背国の再併合による四団四千人の軍団兵士制の復活、養老六年閏四月の諸施策以降の史料にみえる鎮兵制の創始を踏まえて理解が可能とみられる。

### 3 検討の整理

前節までの検討を年代を中心に整理すると以下のとおりである。

- ① 大柰は第八〇号の菊多郡、君子部の記載から養老二年～天平宝字元年(七一八～七五七)頃である。
- ② 第九八・九九号の主典と鉦師は征討使の職員であり、裏込土木簡はその派遣期間前後頃のものと考えられる。大柰とした期間中に征討使は養老四年・神亀元年・天平九年(七二〇・七二四・七三七)に派遣されており、木簡の年代には三つの可能性がある。
- ③ 関係史料からみて、主典と鉦師は神亀以後の征討使とみるのが整合的である。養老の征討使とは当時の呼称や鉦の使用状況の点で乖離が大きい。
- ④ 地名と人名の記載は石城・石背国のものを主体とし、その出土は両国の併合を踏まえて理解できる。併合は近年の研究では養老五年(七二二)秋頃に絞られている。
- ⑤ 軍団兵士分番関係の木簡は、養老五年秋頃の石城・石背国の再

併合による四団四千人の軍団兵士制の復活、養老六年閏四月の諸  
施策以降の史料にみえる鎮兵制の創始を踏まえて理解できる。

①の大枠は主典と鉦師が征討使の職員であることで養老四年・神龜  
元年・天平九年頃の三つに絞られる(②)。木簡の記載を具体的に検  
討すると、各征討時点の史料から主典と鉦師は神龜以後の征討使とみ  
るのが整合的で(③)、地名や人名、兵士の多賀城への勤務の記載は  
養老五年秋頃の石城・石背国の併合などを踏まえて多賀城での出土が  
理解できる(④・⑤)。③～⑤から裏込土出土木簡の年代は神龜元年  
頃か、天平九年頃と考えられる。しかし、さらに年代を絞れる要素は  
裏込土出土木簡からは見出せない。そこで、堆積土出土木簡やA暗渠  
跡の埋没年代の検討から考えたい。

### 三 堆積土出土木簡とA暗渠跡の埋没年代

#### 1 堆積土出土木簡の内容と年代

**内容** 八六点中三六点で文字を釈読した。姓名・年令・身体註記・  
本貫を記す個人簡の第二七六号、籍帳的な記載を持つ第二八二号、軍  
制関連の第二七七～二七九号、木材納入関連の第二九〇～二九五号、  
解文断簡の第三二〇号などがあり、他に人名や地名、その一部とみら  
れる記載などがある。

第二七六号の個人簡は郷里制下の木簡で安積郡の人を記す。軍制上  
の管理・帳簿作成で使われた可能性が高い。籍帳的な記載を持つ第二  
八二号は年令区分と障害等の程度に関する語句、軍制関連の第二七七  
～二七九号には兵士数や健児、疋弱な者の交替に関わる記載がみえる。  
木材納入関連の第二九〇～二九五号は収納・未納数を記す帳簿様の木

簡の削屑で、木材数の多さから大規模な造営との関連が考えられる。

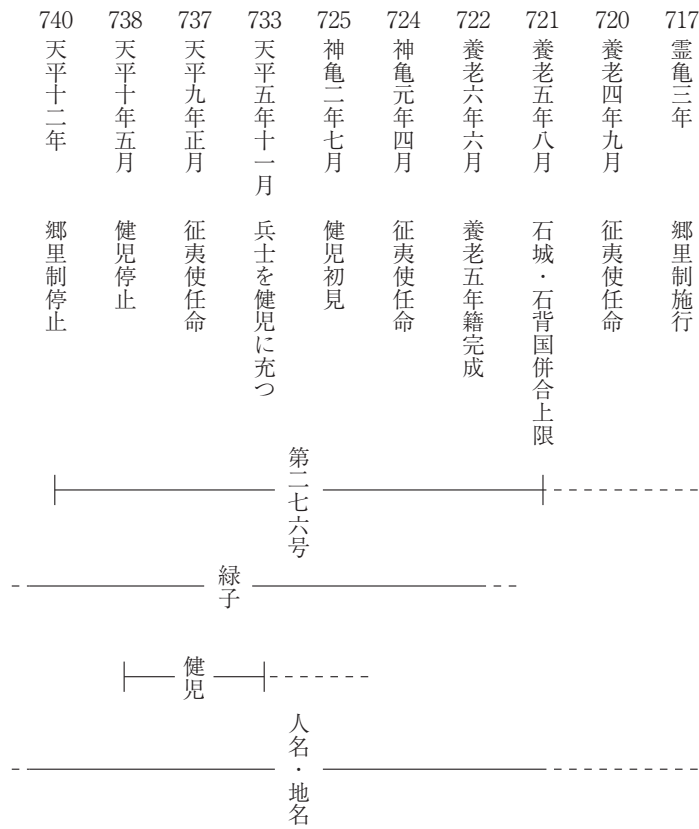
第三二〇号の解文は書止め文言、日付、署名が残る末尾の断簡である。

**年代の検討** 既述のとおり、年代は靈龜三年(七二七)～八世紀中頃  
を大枠とする(5頁参照)。地名の記載、籍帳的な記載や人名の記載、健  
児の記載を持つ木簡などからさらに検討をする。

地名では個人簡の第二七六号に陽日郷川合里、第二八五号に二字目  
が之繞の□郷、第二八六号に小川郷があり、いずれも靈龜三年(七二七)  
の郷里制施行後の木簡である。そのうち第二七六号の陽日郷川合里は  
安積郡に所属する郷里で、石背国の分置・併合を考慮すれば多賀城に  
おける出土の上限は養老五年(七二二)八月となる。下限は天平十二年  
(七四〇)である。第二八五号の郷名は信夫郡伊達郷、菊多郡河辺郷、石  
城郡玉造郷、玉造郡玉造郷、第二八五号は安積郡、伊具郡の郷名の可  
能性がある。全体的にみて阿武隈川以南の地域の郷名の可能性が高い。  
籍帳的な記載を持つ第二八二号では、年令区分の緑子と障害等の程  
度を示す廢疾かの語句が併記されている。緑子は養老五年籍以前には  
用例がなく、養老五年籍の完成(養老六年(七三二)五月三十日)以後の表  
記とみられている(平川一九九三)。人名の記載をみると、氏族名には丈  
部、鳥取部、大伴部、宗何がある。すべて裏込土出土木簡にみえる氏  
族で、石城・石背国の人々を主体とすることが考えられる。

第二七八号の健児の記載は異筆部分に対する追記として「健児替」  
と記入したもので、すでに何らか兵職にある者を健児に振り替える作  
業で記入した追記と考えられる。元の兵職は軍団兵士か、鎮兵が考え  
られるが、徵発が兵士と健児は在地、鎮兵が主に東国から行なわれる  
点からすれば軍団兵士とみられる。健児は神龜二年・天平元～五年(七  
二五・七二九～七三三)の近江国志何郡計帳に大夫但波史族吉備麻呂の註

記としてみられるものを早い例とするが、本格的には天平四年(七三二)の節度使による軍備増強策の一環として拡大整備され(北一九八四)、陸奥国では翌五年の勅符によって兵士三百人を健児としている(『類聚三代格』卷一八大同五年(八一〇)五月十一日太政官符所引天平五年(七三三)十一月十四日勅符)。第二七八号の追記のあり方はこの勅符と付合しており、この時の業務記入されたことが考えられる。



ところで、勅符の実施の際に陸奥国では健児一人に対して中男二人を馬子として充てており、それが以後の国例となっている。健児には乗馬に通じた兵士を選び、一定の待遇を与えたとみられるが、それは天平五年の時点で健児の選定の仕方、待遇を設定したということであ

り、それ以前には特別に編成した有能な集団はなかったことが窺われる。その後、この健児は天平十年五月に東海・東山・山陰・山陽・西海道諸国の健児とともに停止されたと考えられている(『続日本紀』天平十年(七三八)五月庚午条。鈴木一九九八)。追記が意味をなすのはそれ迄であり、廃棄の下限は天平十年五月をさほど経ない頃とみられる。

## 2 A 暗渠の埋没年代

前節を踏まえ、A 暗渠の埋没年代をみると次のように考えられる。埋没の上限は大柁の中では靈龜三年(七一七)であるが、まず安積郡の郷里名を記す個人簡(第二七六号)の出土が石背国の併合を前提として理解できることから、石背国併合の上限となる養老五年八月に下る。他の木簡にみえる地名や人名も裏込出土木簡の場合と同様に石城・石背国のものが主体と思われる。次に緑子の表記に関する指摘(平川一九九三)から養老六年(七二二)六月、さらに第二七八号の健児の追記から天平五年(七三三)十一月まで下ることが可能であり、A 暗渠は天平五年十一月以降に埋没したとみられる。

一方、堆積土出土の木簡から埋没の下限を示すのは難しい。木簡で年代の下限が知られるものには第二七六号と第二七八号があり、前者は天平十二年(七四〇)、後者は天平十年(七三八)を下限とする。他に下限が知られるものはないことから、あえて示せば天平十二年からさほど経ない頃がA 暗渠埋没の下限となるが、断言は難しい。A 暗渠に続くB・C 暗渠構築時の遺物などを合わせて捉える必要がある。

B 暗渠構築時の遺物は、SX一四一四柁の施設瓦に使われた軒平瓦四点、平瓦七点、丸瓦一点があり、軒平瓦は二重弧文五一・二・五二三、平瓦はIC類bタイプである。丸瓦はII B類bタイプで「常」の刻書を持つ。軒平瓦と平瓦は多賀城跡A〜D群の瓦群の中でも最古のA群

の瓦で、『政庁跡本文編』三四〇・三四八頁）、創建当初の所用瓦である（古川二〇〇八）。丸瓦もA群に続いて古いB1群のもので、第I期の瓦である。また、II B類bタイプ、及び文字瓦はB1群のなかでも古い様相を持つ瓦であることが近年の日の出山窯跡群の調査で捉えられている（『関連三六』）。したがって、枡の施設瓦はほぼ創建当初の瓦で構成されているとみられる。

一方、B暗渠に続く瓦組のC暗渠は第II期にあたるB2群の瓦を主体に造られている。また、暗渠を伴うA3道路の盛土出土瓦とあわせて出土した瓦が第I・II期のものに限られることから第II期の構築とみられる。以上のことから、AからBへの改修は第II期造営前の第I期中の可能性が高く、その際に最も古い創建当初の瓦が枡に一括して使われたと考えられる。その年代の特定は難しいが、第I期の瓦に関しては政庁跡の正式報告書（『本文編一九八二』）の刊行後も研究が進められており、注目される指摘も示されている。

以下では簡略に記すが、正式報告書では第I期（A・B1群）の軒丸瓦の文様を次の七様式に大別し、その順番での若干の時間差の存在を想定している。

五・六葉重弁蓮花文

（A群）

八葉重弁蓮花文I a～e様式

（B1群）

細弁蓮花文

（B1群）

このうち政庁跡で最も多く出土した軒丸瓦は六番目となる八葉重弁蓮花文I e様式で、正式報告書ではそこまでを創建瓦と捉え、最後の細弁蓮花文軒丸瓦については日の出山窯跡群A地点での出土様相、多賀城廃寺跡も含めた出土数の少なさなどから補修瓦とみていた。しか

し、日の出山窯跡群A地点でI e様式を焼成した焼台の中に細弁蓮花文軒丸瓦と組む瓦があることが確認され、両様式の生産期間の重複、第I期の瓦の長期の生産が考えられるようになった（菅原一九八七）。近年では第I期の瓦の供給に複数の画期を考える見解もある（大河原二〇〇二）。また、様式上で最終の細弁蓮花文軒丸瓦については平城宮の瓦を祖型とする関係から年代の比定が可能であり、天平十年（七三八）前後頃の生産が指摘されている（佐川二〇〇〇）。

これらの指摘に基づけば、天平十年前後頃に多量のI e様式と若干の細弁蓮花文の瓦を供給した事業が多賀城で想定される。その年代は堆積土出土木簡で示したA暗渠の埋没年代とほぼ合致し、改修されたB暗渠のSX一四一四枡における施設瓦の古い様相とも整合的に捉えられる。また、堆積土出土木簡には多量の木材の搬入を記す第二九〇～二九五号もあり、比較的規模の大きい造作が推測される。

・木簡からみたA暗渠埋没の上限は天平五年（七三三）十一月、下限は天平十二年（七四〇）をさほど経ない頃である。

・第I期の瓦に関する指摘から天平十年（七三八）前後頃に多量の瓦を供給した事業が多賀城で想定される。その年代は木簡によるA暗渠の埋没年代、B暗渠に伴う枡の施設瓦の様相と合致する。

・堆積土出土木簡には多量の木材搬入を記すものがある。

総合的にみると、多賀城では天平年間の半ば頃にA暗渠が埋没し、B暗渠とA2道路への改修を含む比較的規模の大きい造作がなされたことが想定される。この場合、A暗渠の埋没とB暗渠への改修の具体的な年代は、木簡の年代で示しても支障はないと思われる。天平五年（七三三）十一月を上限、天平十二（七四〇）年をさほど経ない頃を下限

とする年代で、ここでは概ね上限と下限の間をとり、また、余裕を持たせて天平九年（七三七）前後頃とする。

#### 四 創建期の木簡 — 裏込土出土木簡とA暗渠の年代 —

A暗渠の埋没、B暗渠への改修の年代からみて、裏込土出土木簡の年代のうち天平九年頃の可能性はなくなる。裏込土出土木簡は神亀元年派遣の征討使と整合する記載を持つ神亀元年頃（七二四）の木簡と捉えられる。A暗渠構築時の一括資料という出土状況を踏まえると、木簡の年代幅はあまり広くはないと考えられる。地名や人名、分番勤務関係の木簡から見ると、石城・石背国の再併合の上限となる養老五年八月頃（七二二）からさほどは遡らないと思われる。下限は征討使帰還の神亀元年十一月からまもない頃だが、文書木簡の作成から廃棄の期間を長くて一年程度とみれば（今泉一九九四）、神亀二年末頃となる。

また、A暗渠の構築は神亀の征討使任命の神亀元年四月が上限となる。下限は木簡の同様に神亀二年末頃である。したがって、A暗渠を含む部分の道路は神亀元年四月から同二年末頃までの間に着工された。このことは創建期の多賀城の様子や陸奥国の状況、多賀城碑に刻まれた多賀城のいわゆる創建年代などを考えるうえで重要であるが、それらの問題については本書では扱わず、今後の課題としておきたい。

【註】

註1 行政区名の里と断定できない第二八七・二八八号は除いた。

註2 郷里制の施行年は鎌田一九九一による。

註3 なお、第六号の白河団は神龜五年に設置、大同元年頃に一度解体された後、弘仁六年に復置されたとみられている（鈴木一九九八）。したがって、第六号の年はさらに限定が可能と思われる。

註4 実例として秋田城跡と払田柵跡で調米の荷札が出土している（『秋田城資料集Ⅱ』第二・六四・一一八号木簡。『払田柵跡Ⅱ』第三三号木簡）。

註5 『続日本紀』養老四年九月戊寅・養老五年四月乙酉・神龜元年四月丙申・神龜元年十一月乙酉・天平九年正月丙申・天平九年七月乙酉条。なお、天平の征夷使帰還の日付は不明だが、持節大使藤原麻呂の天然痘の流行による死亡記事（天平九年七月乙酉条）より前には帰還している。

註6 第七九号の戸籍抜書を和銅七年籍の抜書とみることで養老年間の征討使とする説があるが（平川一九九三）、仮定が含まれている（熊谷二〇〇〇）。また、古い戸籍の保存と利用が考慮されていない（『木簡Ⅱ』20頁）。

註7 神龜元年四月の征討使任命記事における將軍系の大將軍・副將軍と大使系の判官・主典の併記を特殊例とみるのは以下のことによる。

まず、この例は一史料の中で両系統の呼称を記す珍しい例である。通常、両系統の呼称の混・併用は一度の征討全体を通して見た時に複数の呼称があるもので一史料の中ではどちらかの系統で表記されている。その点で神龜の例は異質であり、そのことからむしろ第一・二等官は將軍系、第三・四等官は大使系の呼称を意識して用いている可能性がある。その場合、呼称の用い方は四等官全体でみれば、両系統の併用だが、将官ごとにもみれば併用ではない。

次に、前後の史料を含めて呼称の様相をみると（13頁表4A）、一方向的な変化の様相を示す。混乱がみえず、併用や混用より変化とみられる余地が大きい。

將軍・副將軍・軍監・軍曹↓大將軍・副將軍・判官・主典↓大使・副使・判官・主典  
それと関連して注目されるのが、呼称の変化の要因となった鎮兵・鎮官の設置と神龜の征討使第三・四等官の多さである。

鎮兵制は養老の蝦夷の反乱・征討を踏まえて軍団兵士制とは別に陸奥国の軍勢力とされた軍制で、鎮兵は主に東国から徴発され、鎮官の指揮下で長期にわたって勤務した。この軍制は征討軍の常駐化とも評され（北一九八八）、鎮官にも征討使の将官的な一面がある（鈴木二〇〇八）。征討時には軍の主体をなしたと考えられ、実際に神龜の征討では現地官人の大野東人に対する褒賞の高さ（『続日本紀』神龜二年閏正月丁未条）からみて現地軍が大きな役割を果たし、そこには新編成の常駐軍が含まれたとみられる。その場合、中央派遣の征討軍は征討軍的な常駐軍を持った陸奥国に重ねて送る増援軍的な位置付けとなる。当時の政府にすれば二つめの征討軍を送るようなもので、そうした構造が先行の常駐軍官人（鎮官）との区別のために後発の増援軍官人（征討使）の呼称を変化させたと考えられる。その際、第一に区別が必要なのは数の多い第三・四等官である。神龜の征討使では養老の時の倍以上、天平・宝龜の征討使も含めて異例に多い各八人である。恐らく、征討に動員した「坂東九国」（『続日本紀』神龜元年四月癸卯条）から鎮官のいる陸奥国を除いた八国に対応する数で、長官のように一名ならともかく、彼らが同じ呼称では征討の主体をなす鎮官が識別できず、混乱する可能性がある。識別は数の多い第三・四等官ほど早く意識されるとみられ、そこに將軍系の大將軍・副將軍と大使系の判官・主典が併記される可能性がある。

註8 第七九号を和銅七年籍施行時の抜書とする前提から第九八号の主典を養老の征討使とする見方もあるが（平川一九九三）、前提自体に問題がある（註6参照）。また、養老の征討使の軍曹を第九八号の主典とみる場合など、呼称の併用・混用を説明する際にはしばしば『令義解』軍防令將帥出征条の「軍曹者。大主典也。録事者。少主典也。」という註文が使われるが、その用途にも疑問がある。

凡將帥出征。兵滿一万人以上。謂。一萬二千人以下。何者。滿三千人。得一軍号。故也。 將軍一人。

副將軍二人。軍監二人。軍曹四人。録事四人。謂。軍曹者。大主典也。録事者。少主典也。

五千人以上。：(後略)

通常、養老令において主典の語句は四等官制の第四等官の総称として使われている。また、『令義解』の註文は令文の註釈である。それらを踏まえて將帥出征条をみると、前述の註文は「將軍一人。副將軍二人。軍監二人。軍曹四人。録事四人」という五官による官制を示す令文に付されており、末尾二官の軍曹と録事を註釈する。内容は第四等官の総称(主典)を用いて軍曹は大主典、録事は小主典であるとするものである。

結論からいえば、この註文は五官表記の令文を一般的な四等官制にあてて説明をしたもので、その手段として第四等官の総称を用いたにすぎない。五官表記の官制は一般的な四等官制とは異なる。そのうち將軍と副將軍は容易に長・次官とみなせるが、軍監以下の三官、特に録事の位置づけ・扱いは令文では不明瞭と思われる。そこで令文上の主典という総称を用い、軍曹と録事を大・少の主典に分けた註を付すことよって、軍監が判官であることを暗示し、五官を四等官制に位置付けたとみられる。この註文は、いわば五官表記の官制を四等官制に対応させるための註釈で、將軍・大使系の呼称の併用や混用などの事象とは次元が異なる法解釈のための成文と思われる。実際、征討使に大小の主典がいた例はないし、録事の実例もなく、諸使への給法を具体的に定めた延喜大藏式諸使給法条でも録事はみえない。それらは註文が実態とは異なる法解釈の中で付されたことを窺わせる。そうした註文を実態の解釈に適用するには慎重さが要される。

註9 『続日本紀』靈龜元年正月甲申朔・養老五年十二月辛丑条

註10 なお、壬申の乱の際の天武元年(六七二)七月辛亥条にみえる「旗幟蔽野。埃塵

連天。鉦鼓之聲。聞数十里。」の記載は『後漢書』光武帝記の表記による。

註11 両国が陸奥按察使の所管である点や陸奥国の後方支援の国である点に木簡の年代を両国の存続期とする見方もあるかもしれないが、按察使の権限は国郡司の監察にあり、日常行政には関与しない(今泉一九六九・二〇〇一)。また、後方支援も政府の許可・指示で国単位でなされる。原則的には多賀城(陸奥国)で木簡を使った両国の行政実務は行なわれない。



【引用参考文献】

- 板橋 源一九五四「陸奥出羽官稲出挙利率考」『岩手大学学芸学部研究年報』七  
板橋 源一九六六「古代陸奥軍団考」『軍事史学』五  
今泉隆雄一九六九「按察使制度の一考察」『国史談話会雑誌』第一三三号  
今泉隆雄一九九四「文書木簡はいつ廃棄されるか」『木簡研究』第一六号  
今泉隆雄一九九八「多賀城跡出土の付札木簡の製作方法」『古代木簡の研究』吉川弘文館  
今泉隆雄二〇〇一「多賀城の創建—郡山遺跡から多賀城へ—」『条里制・古代都市研究』通卷一七号  
今泉隆雄二〇〇五「古代国家と郡山遺跡」『宮城県仙台市郡山遺跡発掘調査報告書—総括編(1)—』  
大河原基典二〇〇二「多賀城創建期における瓦生産の展開」『宮城考古学』第四号  
鎌田元一九九一「郷里制の施行と霊龜元年式」『古代の日本と東アジア』小学館  
岸 俊男一九五二「古代後期の社会」『新日本史講座』。後に一九七三『日本古代籍帳の研究』塙書房に所収  
岸 俊男一九五六「所謂『陸奥国戸籍』」『続日本紀研究』三一—二。  
後に一九七三『日本古代籍帳の研究』塙書房に所収  
北 啓太一九八四「天平四年の節度使」『奈良平安時代史論集』上巻  
北 啓太一九八八「征夷軍編成についての一考察」『書陵部紀要』第三九号  
北 啓太一九九三「律令国家における將軍について」『日本律令論集』上巻  
熊谷公男二〇〇〇「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」『国立歴史民俗博物館研究報告』第八四集  
熊谷公男二〇〇七「多賀城創建再考」『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』平成一五〜一八年度科学研究費補助金 基盤研究(B)研究成果報告書

喜田貞吉一九八二「石城・石背両国建置沿革考」『喜田貞吉著作集』四 歴史地理研究

平凡社 (原論文発表は一九一二年)

小松正夫二〇〇七「釈文の訂正と追加(一〇)」秋田・秋田城跡『木簡研究』第二九号

佐川正敏二〇〇〇「陸奥国の平城宮式軒瓦6282・6721の系譜と年代—宮城県中

新田町城生遺跡と福島県双葉郡郡山五番遺跡・原町市泉廃寺—」『東

北文化研究所紀要』第三二号

佐々木茂楨二〇一〇「古代陸奥国の「名取以南一十四郡」と多賀・階上二郡の権置」『国

史談話会雑誌』第五〇号

佐藤和彦一九八四「多賀城跡出土の歴名作成用木簡について」『東北歴史資料館研究紀

要』第一〇巻

菅原祥夫一九八七「熊野堂遺跡」『温故』第一四号

鈴木拓也一九九八「古代東北の支配構造」吉川弘文館

鈴木拓也二〇〇八「戦争の日本史3 蝦夷と東北戦争」吉川弘文館

鈴木拓也二〇一〇「古代東北の城柵と出土文字資料」『木簡学会多賀城特別研究集会古

代東北の城柵と木簡』

鈴木拓也二〇一一「古代東北の城柵と出土文字資料」『木簡研究』第三三号

高橋 崇一九七二「陸奥・出羽の軍制」『史元』一五

土田直鎮一九九二「石城石背両国建置沿革余考」『奈良平安時代史研究』吉川弘文館(原

論文発表は一九五二年)

新見吉治一九〇九「中古初期に於ける族制」『史学雑誌』二〇—二・三・四

平川 南一九九三「多賀城の創建年代—木簡の検討を中心として—」『国立歴史民俗博

物館研究報告』第五〇集

平川 南一九九九「古代地方都市論 多賀城とその周辺」『国立歴史民俗博物館研究報

告』第七八集

平川 南二〇〇三「過所木簡」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館

平川 南二〇〇六「掘り出された文字は語る」青木和夫・岡田茂弘編『古代を考える  
多賀城と古代東北』

平間亮輔・齋藤義彦二〇〇八「郡山遺跡の遺構変遷」『第三四回 古代城柵官衙遺跡検討  
会—資料集—』

古川一明二〇〇八「多賀城創建期について」『第三四回 古代城柵官衙遺跡検討会—資料  
集—』

丸山裕美子一九九二「多賀城跡第六一次調査出土の医方書断簡漆紙文書」『多賀城跡—  
九九二—』

吉野 武二〇一「多賀城と城下の木簡」『木簡研究』第三三三号

渡辺晃宏二〇〇四「籍帳制」平川南・沖森拓也・栄原永遠男・山中章編『文字と古代日  
本—支配と文字—』吉川弘文館

## 【引用報告書】

青森県史編さん古代部会編二〇〇八

『青森県史資料編 古代2 出土文字資料』

秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所一九九七

『払田柵跡—第一〇七—一九〇九次調査概要—』秋田県文化財調査報  
告書第二六九集・払田柵跡調査事務所年報一九九六

秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所一九九九

『払田柵跡Ⅱ—区画施設—』秋田県文化財調査報告書第二八九集

秋田市教育委員会一九九二

『秋田城跡出土文字資料集Ⅱ』秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ

秋田市教育委員会二〇〇〇

『秋田城跡出土文字資料集Ⅲ』秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅲ

茨城県教育財団一九八三『鹿の子C遺跡漆紙文書—本文編—』

岩手県水沢市教育委員会一九八二『胆沢城跡—昭和五六年度発掘調査概報—』  
仙台市教育委員会二〇〇五

『宮城県仙台市郡山遺跡発掘調査報告書—総括編—』仙台市文化財  
調査報告書第二八三集

多賀城市教育委員会一九九一

『山王遺跡—第九次発掘調査報告書—』多賀城市文化財調査報告書  
第二六集

多賀城市教育委員会二〇〇一

『市川橋遺跡—城南土地地区画整理事業に係る発掘調査報告書Ⅰ—』  
多賀城市文化財調査報告書第六〇集

多賀城市教育委員会二〇〇五

『市川橋遺跡—第四五次調査報告書—』多賀城市文化財調査報告書  
第七六集

奈良国立文化財研究所一九九二『平城宮出土木簡概報』二五

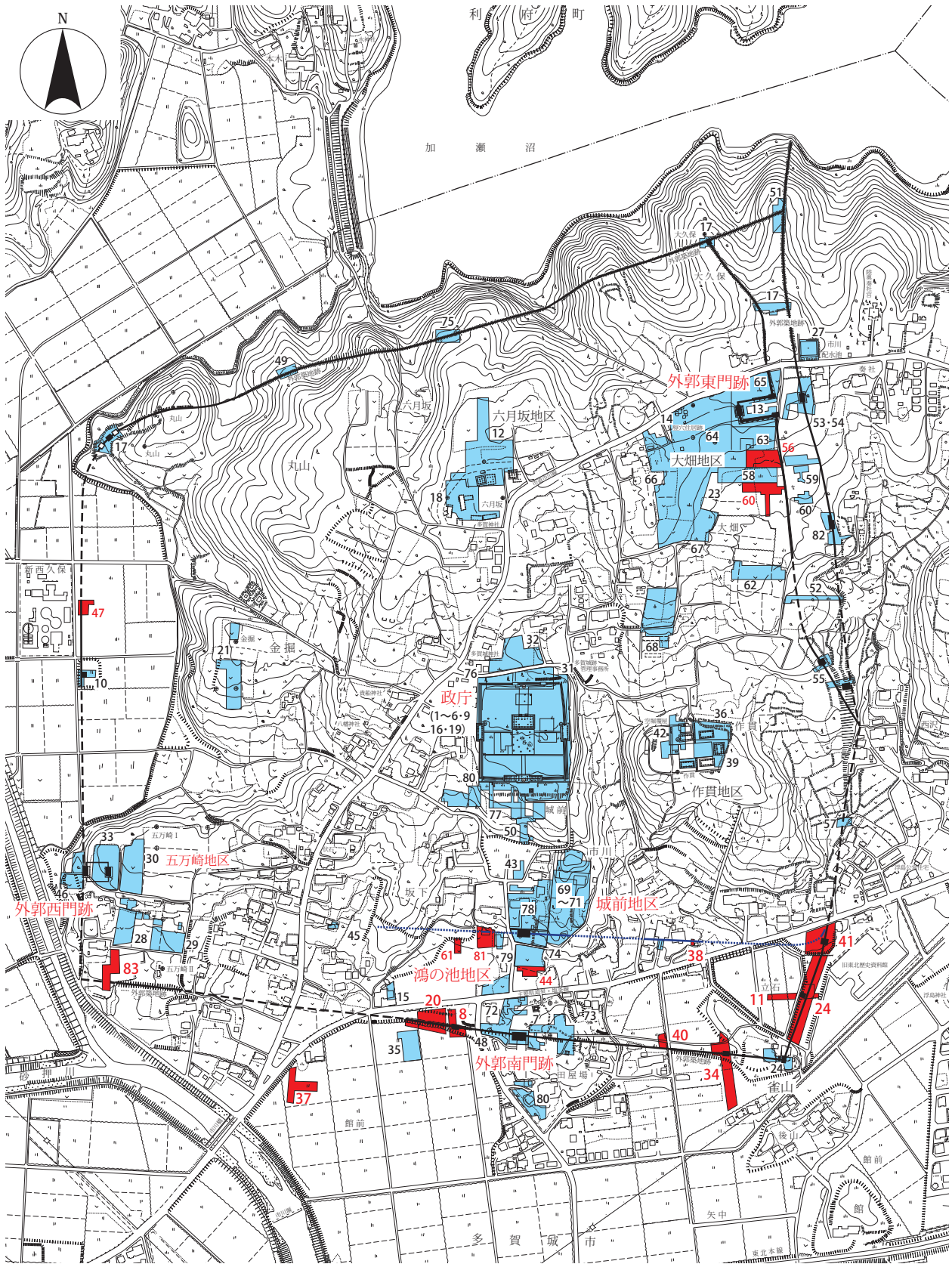
福島県郡山市教育委員会二〇〇七『清水台遺跡—総括報告二〇〇六—』

宮城県多賀城跡調査研究所一九七九『多賀城漆紙文書』宮城県多賀城跡調査研究所資料

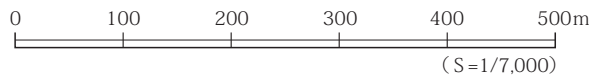
宮城県多賀城跡調査研究所一九八二『多賀城跡 政庁跡 本文編』

宮城県多賀城跡調査研究所二〇〇一

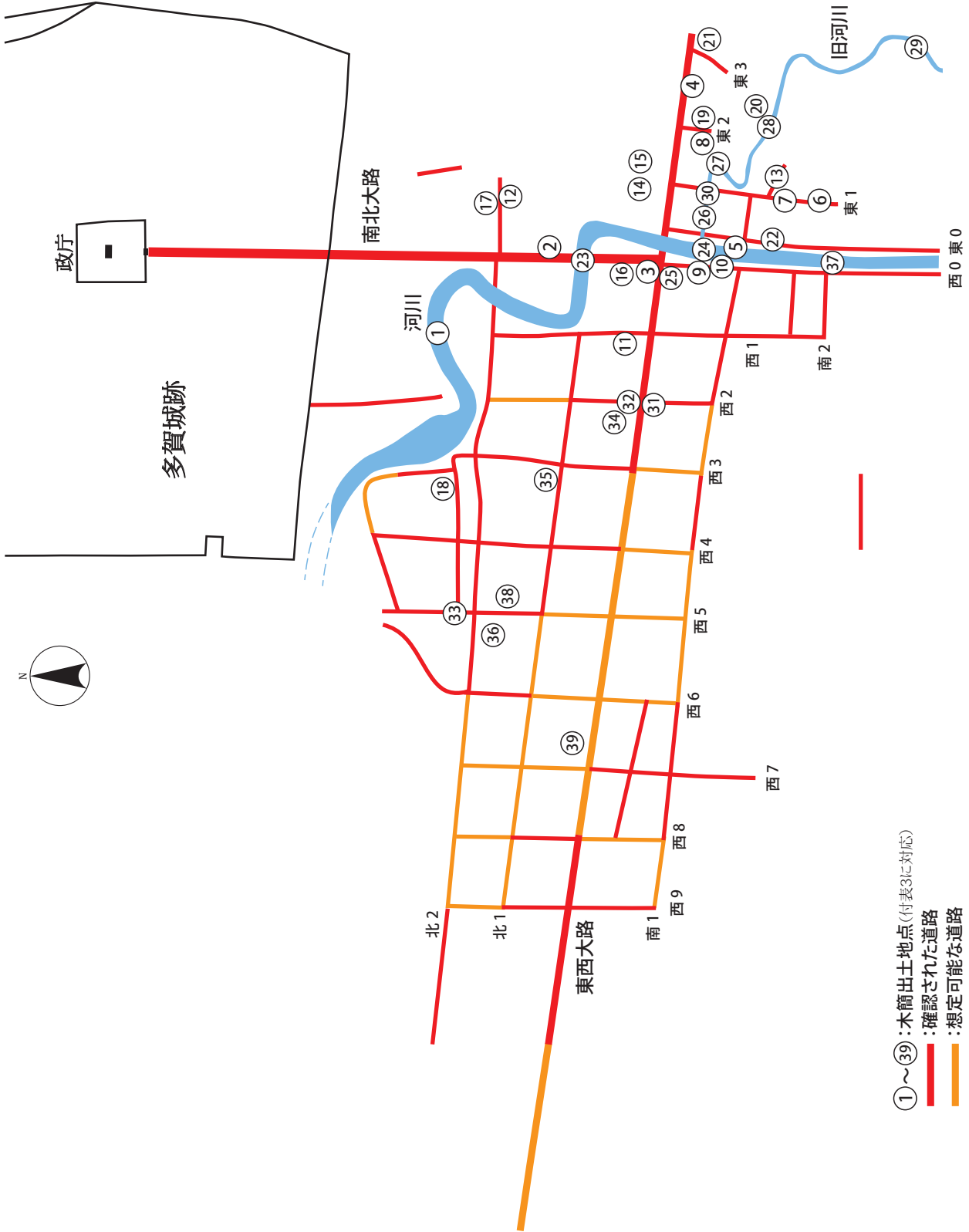
『日の出山窯跡群Ⅲ』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第三六冊



- 調査区(数字は調査次数)
- 木簡出土調査区



### 木簡出土調査区



- ①～③⑨ : 木簡出土地点(付表3に対応)
- : 確認された道路
- : 想定可能な道路

多賀城跡南面の木簡出土地点

# 1. 市川橋遺跡

## ◎県調査分

出土地の大別	地点	遺構	遺構の詳細など〈出典-頁〉	層位	木簡No.	主な内容など
砂押川旧河道	①	SD5021	奈良時代の流路。(1-97)		1~5	1:杜家立成の習書木簡
		SD5055	平安時代の流路。(1-100)		6	大橋の付札

## ◎市調査分

出土地の大別	地点	遺構	遺構の詳細など〈出典-頁〉	層位	木簡No.	主な内容など
南北大路	②	SX1800	SD1767東側溝。6時期。(6-10)	a	53・55~58	
		SX2400	SD2342西側溝。10時期。(6-13)	c	49・50	49:磬城団解
東西大路東道路	④	SX1610	SD1614北側溝。6時期。(4-66)	d	51・52・54・104	51:進上春米解
			SD1616南側溝。6時期。(4-66)	c	10・12・13・15・16	
		溝(南側溝)。(20-127)	d	8・11	11:内子付札	
		SD07(南側溝)。(2-43)	d	9	延暦年間の付札	
東西大路東道路上	④	SD1632	道路を横断する南北溝。(4)	1層	14	
東0道路	⑤	SD2201	東側溝。3時期。(6-32)	A	62	
東1道路	⑥	SX1920	SD1918西側溝。4時期。(6-56)	c	60	白米付札
		SX1940	路面。(6-57)	D	61	
東2道路	⑧	SX780	SD782西側溝。5時期。(4-16)	d	17	
西0道路	⑨	SX2385	SD2386西側溝。7時期。(6-16)	b	64・66・68~71・73・75・78・79・81・83・86・87・113	64・69・70:米荷札、73・75:題籤軸
				c	74・84	74:延暦19年の題籤軸
				e	63・72・76・80・82	63:米荷札
				g	77・85・107	
(西0道路)	⑩	SD2381	道路を横断する東西溝。橋状遺構を伴う。(6-17)		103・110	103:返抄木簡
西1道路	⑪	SX1700	SD1703西側溝。6時期。(6-30)	f	88	題籤軸
北2道路	⑫	SX3100	SD3099南側溝。(7-7)	2層	120	修理所記載の木簡
南1道路	⑬	SX1960	SD1962北側溝。2時期。(6-58)	a	89	
北1・2東1区	⑭	SD945	南北区画溝。2時期。(3-89)	A	5	天長6年の荷札
				B	7	
(北1東2区)	⑮	SE948	井戸。(3-64)		6	黒春米付札
北1・2西1区	⑯	SD2163	東西溝。4時期。(6-46)	B	106	延暦11年千葉郷の木簡
(北3東1区)	⑰	SD3102	北2道路北側の東西溝。(7-11)	2層	121	
北3西4区	⑱	SE34	井戸。(20-127)		4	
		SE1217	井戸。(4-31)		47・48	
(南1東3区)	⑲	SD1522	南北溝(区画溝?)。SX1600河川跡と接続。(4-97)		39~44・46	
		SX1524	上記の溝・河川跡接続部の落込み。(4-103)	1層	18・20	
(南1東4区)	⑳	SB1560	身舎南西隅柱。(4-76)	掘方	45	
(南2)東1区	㉑	SE1912	井戸。(6-79)		112	
		SX1812	(6-12)		99	
		SX3061	SX1812と同じ。(5-26)	3層	114~118	115:信夫郡春米荷札
		SX3057	SX1812と同じ。20m西の地点の調査(5-41)	A	119	
		SX2459	最古の河川跡。(6-26)		65・67	65:色麻郡米荷札
		SX2379	上記より新しい。(6-27)		96・100	96:天平宝字3年の年紀木簡
		SX2365	上記より新しい。(6-27)		93	
		SX2479	上記より新しい。(6-27)		90	
		SD2363	河川改修(1959)前の近代の河川。(6-26)		111	
		SX2451	東西大路の路面上。(6-16)		59・105・108	
河川跡	㉒	SX2101	4時期。(6-84)	A	95・101	95:御米付札
				B	92・102	
				C	22・24・28・38	24:杵糞郷荷札
				D	21	延暦24年曆
				B	23	
				C	19・25~27・29~37	
(河川跡)	㉓	SX1735	SX1600の下流。2時期。(6-92)	A・B	91	
				B	94・97・98	94:伊小穀米荷札
(河川跡)	㉔	SD2100	SX2101河川上面の東西溝(6-81)	2層	109	

# 2. 山王遺跡

## ◎県調査分

出土地の大別	地点	遺構	遺構の詳細など〈出典-頁〉	層位	木簡No.	主な内容など
東西大路	㉕	SX10	9時期。(8-37~44)	A南側溝	1	
				C南東側溝	2	
				C南西側溝	3	
				C北西側溝	4	弘仁11年の年紀木簡
				D南側溝	5	
				E南側溝	6	
				E北側溝	7	
				G南側溝	8	
				H南側溝	9	
(西2道路)	㉖	SK410	道路下の土壇。(8)		10	
西5道路	㉗	SK267	東側溝の枡。(9-64)	4層	16	
北1西3区	㉘	SE659	井戸。(8-111)		11	
(北2西4区)	㉙	SE3038	井戸。(9-58)	掘方	17	会津郡主政の解文案題籤軸
北2西6区	㉚	5層	基本層位II層に含まれる。(9)		15	
砂押川旧河道	㉛	SD2000	(8-265)	11層	12・13	
北1西3~南1西2区	㉜	確認面	(8)		14	

## ◎市調査分

出土地の大別	地点	遺構	遺構の詳細など〈出典-頁〉	層位	木簡No.	主な内容など
(北2西5区)	㉝	SE5021	井戸。(13-31)		1	
		SD180	区画溝。2時期。(13-31)	B	2~4	2:軍穀・主帳・火長等関係の木簡
		SK5422	土壇。(13-31)		5	
		SE5208	井戸。(20-121)		補2	
北1西7区	㉞	SB474	国守館主屋。4時期。(11-9)	C掘方	補1	右大臣殿錢馬取文の題籤軸

付表3 多賀城跡南面の木簡と出土遺構

壇の越遺跡（加美町）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	SK4806土壇 9c初頭頃	「□升一升大弟又□三升子弟[ ]」	(210)×(18)×8 065	15・17	
2	SD4977C溝 8c～10c前葉頃	□□□□□	(88)×(15)×(5) 081	16・17	1・3・4字目は禾偏の文字。習書か。

三輪田遺跡（大崎市）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	溝3 8c前半頃	「□□大住カ団 □□/諸万呂/□マ/宮万呂	(91)×47×3 019	21	

権現山遺跡（大崎市）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	VIIIc1層 8c前半頃	・「從六年十二月十一日/[ ]」 ・「矢田マ黒□□ □□×/□汗カ知マ忍山 若田マ□	(136)×(31)×4 081	22	榎目。

赤井遺跡（東松島市）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	SD828溝	・「□主諸 ・「 海道 二番	(194)×34×5 051	18	

田道町遺跡（石巻市）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	ピット 8c後半～9c前半頃	延暦十一□年カ[ ]/合四百六十四□束カ/… □□□野公カ□[ ]/…	(302)×78×14 081	19	

熊の作遺跡（山元町）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	堆積層 大宝元年～靈龜3年(701～717)	「信夫郡安岐里 大伴部法麻呂 丈部伊麻呂 大伴部□麻呂 丈部黒麻呂」	316×(36)×7 081	23	板目。
2	SA51 8c～9c	「大[ ]」	(39)×(22)×3 081	23	板目。

【出典】

- 宮城県教育委員会2001 『市川橋遺跡の調査－県道「泉－塩釜線」関連調査報告書Ⅲ－』宮城県文化財調査報告書第184集（2分冊）
- 多賀城市教育委員会1984 『市川橋遺跡調査報告書－昭和58年度発掘調査報告書－』多賀城市文化財調査報告書第5集
- 多賀城市教育委員会2001 『市川橋遺跡－城南土地区画整理事業に係わる発掘調査報告書Ⅰ－』多賀城市文化財調査報告書第60集
- 多賀城市教育委員会2003 『市川橋遺跡－城南土地区画整理事業に係わる発掘調査報告書Ⅱ－』多賀城市文化財調査報告書第70集
- 多賀城市教育委員会2004 『市川橋遺跡－第34・35・37・38次調査報告書－』多賀城市文化財調査報告書第74集
- 多賀城市教育委員会2004 『市川橋遺跡－城南土地区画整理事業に係わる発掘調査報告書Ⅲ－』多賀城市文化財調査報告書第75集（3分冊）
- 多賀城市教育委員会2005 『市川橋遺跡－第45次調査報告書－』多賀城市文化財調査報告書第76集
- 宮城県教育委員会1995 『山王遺跡Ⅱ－多賀前地区遺構編－』宮城県文化財調査報告書第167集
- 宮城県教育委員会1996 『山王遺跡Ⅲ－多賀前地区遺物編－』宮城県文化財調査報告書第170集
- 宮城県教育委員会1996 『山王遺跡Ⅳ－多賀前地区考察編－』宮城県文化財調査報告書第171集
- 宮城県教育委員会1997 『山王遺跡Ⅴ』宮城県文化財調査報告書第174集
- 宮城県教育委員会1998 『山王遺跡町地区の調査－県道泉塩釜線関連調査報告書Ⅱ－』宮城県文化財調査報告書第175集
- 多賀城市教育委員会1991 『山王遺跡－第9次発掘調査報告書－』多賀城市文化財調査報告書第26集
- 多賀城市教育委員会1992 『山王遺跡－第12次調査概報（仙塩道路建設に伴う八幡地区調査）－』多賀城市文化財調査報告書第30集
- 多賀城市教育委員会1997 『山王遺跡Ⅰ』多賀城市文化財調査報告書第45集
- 仙台市教育委員会1982 『郡山遺跡Ⅱ－昭和56年度発掘調査概報－』仙台市文化財調査報告書第38集
- 加美町教育委員会2008 『壇の越遺跡XⅣ－平成17・18年度発掘調査報告書－』加美町文化財調査報告書第13集
- 加美町教育委員会2008 『壇の越遺跡XⅤ－平成18年度発掘調査報告書－』加美町文化財調査報告書第14集
- 加美町教育委員会2010 『壇の越遺跡19－考察編－』加美町文化財調査報告書第18集
- 矢本町教育委員会2001 『赤井遺跡Ⅰ－牡鹿柵・郡家推定地－』矢本町文化財調査報告書第14集
- 石巻市教育委員会1995 『田道町遺跡』石巻市文化財調査報告書第7集
- 木簡学会1996 『木簡研究』第18号
- 木簡学会1998 『木簡研究』第20号
- 木簡学会2013 『木簡研究』第35号
- 木簡学会2014 『木簡研究』第36号

付表2 宮城県の木簡6

山王遺跡（多賀城市：宮城県調査分）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	SX10A道路側溝 8c後葉頃	[ ]	400×32×6 011	8	東西大路南側溝。板目。 サワラ。
2	SX10C道路側溝 9c前葉頃	□□ □	(56)×(26)×3 081	8	東西大路西2道路交差点南東部。 板目。モミ属。
3	SX10C道路側溝 9c前葉頃	□九月十一日□	(99)×(19)×7 081	8	東西大路西2道路交差点南西部。 柱目。
4	SX10C道路側溝 弘仁11年(820)	・「<[ ] ・「<弘仁十一年十月□□廿日カ	(140)×19×8 061	8	東西大路西2道路交差点北西部。 折敷の底板を転用。板目。ヒノキ。
5	SX10D道路側溝 9c中葉頃	[ ]	(116)×(19)×5 081	8	東西大路南側溝。柱目。 サワラ。
6	SX10E道路側溝 9c後葉頃	□□□佐/□□/二月十五日□□□	径162×厚9 061	8	東西大路南側溝。 曲物底板。板目。
7	SX10E道路側溝 9c後葉頃	・□□□ ・[ ]	(134)×(27)×4 081	8	東西大路北側溝。柱目。 モミ属。
8	SX10G道路側溝 10c~10c中葉頃	・「<□□□□□□四月カ □ ・「<[ ]	(136)×22×5 039	8	東西大路南側溝。板目。 モミ属。
9	SX10H道路側溝 10c~10c中葉頃	・「<[ ] ・「<[ ]	97×30×5 032	8	東西大路南側溝。板目。 モミ属。
10	SK410土壙 8c中葉頃	□見カ□□ □九□日カ □	(51)×24×5 081	8	板目。クリ。
11	SE659井戸 9c前半頃	「[ ]	(343)×27×10 061	8	題籤軸。エゴノキ属。
12	SD2000A河川 8c末頃~9c	□□五斗<	(68)×23×4 039	8	8c末~9c初頭頃の層位出土。 板目。ヒノキ。
13	SD2000A河川 8c末頃~9c	[ ]	(79)×(20)×(3) 081	8	8c末~9c初頭頃の層位出土。 板目。モミ属。
14	遺構確認面 (多賀前地区)	[ ]	(187)×(24)×5 081	8	板目。ヒノキ。
15	5層 (八幡地区)	・□貴遣[ ]□[ ] ・[ ]古古[ ]	(160)×26×11 081	9	出土層は基本層位II層に 含まれる。柱目。
16	SX267枡 10c前半頃	(絵)	(236)×(68)×4 081	9	板目。
17	SE3038井戸 9c第2四半期頃	・解文/案 ・會津郡/主政益□継カ	(289)×46×7 061	9	題籤軸。スギ。
18	SK2860土壙 9c後半頃以降	六	径(186)×厚19 061	10	挽物皿に刻書。

山王遺跡（多賀城市：多賀城市調査分）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	SE5021井戸	「廿三日役十二人 □密カ[ ]/□相替不役□□人カ 土漆五[ ]/[ ]/長□/[ ] 同[ ]	(374)×82×7 011	12・13	遺構は中世の井戸。
2	SD180溝 8c頃	・「 □□食カ一/火長已上□十人 □ ・軍穀[ ]/主帳一 見二[ ]	(165)×(20)×5 015	12・13	
3	SD180溝 8c頃	[ ]	081	12・13	
4	SD180溝 8c頃	堪□□仍注事状申送	(165)×(21)×(3) 081	13	
5	SK5422土壙 8c前葉頃	嶋□□□□□□	141×12×(6) 065	13	使用後に二次加工。
補1	SB474c建物 10c中葉頃	・右大臣□殿カ/□鏡カ馬□取カ文 ・□□大カ臣□殿カ/鏡馬取文	(55)×36×8 061	11	題籤軸。
補2	SE5208井戸 8c頃	「o[ ]	(150)×22×3 019	20	

郡山遺跡（仙台市）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	SE157井戸 8c前半頃	「<封附	(104)×29×3 039	14	
2	SE157井戸 8c前半頃	□學生寺	(95)×(18)×3 081	14	
3	SE157井戸 8c前半頃	・「 起 ・「波婆云婆塞云婆宇宇宇宇宇」	(314)×18×4 065	14	定木 → 習書 型式は061（平川2003）

付表2 宮城県の木簡5

No.	遺構・年代	釈文(抄出)	法量と形式	出典	備考
92	SX2101B河川 8c後半～10c前半頃	「算取人田太郎富得」	84×15×3 011	6	
93	SX2365河川 8c後半～10c前半頃	[ ] /鳥取マ子人成/ □升五合 鳥取マ稲人□	(111)×(46)×3 081	6	
94	SX1735B河川 8c後半～10c前半頃	「<伊少穀一石」	142×24×6 033	6	
95	SX2101A河川 8c後半～10c前半頃	「<御米二斗二升」	145×19×4 032	6	
96	SX2379河川 天平宝字3年(759)	・□壹裏百串」 ・□□天平カ宝字三年三月廿一日」	(104)×(21)×6 081	6	
97	SX1735B河川 8c後半～10c前半頃	「<」	62×27×9 032	6	墨痕は確認できない。
98	SX1735B河川 8c後半～10c前半頃	「<」	115×19×4 032	6	墨痕は確認できない。
99	SX1812河川	・[ ]/[ ]『無』□」 ・[ ]」	(114)×35×10 039	6	
100	SX2379河川 8c中～後葉頃	・□里人大伴部□ □麻カ□ ・□□□□□□□□	195×(17)×4 065	6	
101	SX2101A河川 8c後半～10c前半頃	「□□□□□□押方	(210)×35×10 019	6	
102	SX2101B河川 8c後半～10c前半頃	・□□[ ] ・□□[ ]	(94)×(12)×4 081	6	
103	SD2381溝 8c～10c前葉頃	[ ]封□三□ 右件封□今月廿四日 □巴カ訖仍還使占マ小国返抄□」	(287)×34×8 081	6	
104	SD2342d溝 8c後葉～10c前葉頃	・×年五月卅日舎人家宿買物 ・[ ]卷□	(128)×16×8 081	6	南北大路西側溝。
105	SX2451河川 8c後半～10c前半頃	・[ ] 麻綿升袴綿二要米二升」 ・□卷子集」	(150)×18×7 019	6	
106	SD2163B溝 延暦11年(792)	・「千葉郷 私馬矢五□ ・「延暦十一年四月五日□	(104)×17×2 019	6	表の「私」は「私マ」、末尾は「斗」か。
107	SD2386g溝 9c前半～10c前半頃	[ ]< 十 十口	(79)×(30)×4 032	6	西0道路西側溝。型式は039か。
108	SX2451河川 8c後半～10c前半頃	「<」	201×26×4 032	6	墨痕は確認できない。
109	SD2100溝 8c以降	「<継長」	152×14×2 033	6	
110	SD2381溝 8c～10c前葉頃	「官」	223×26×20 065	6	円柱状の材を不整に削った木製品。
111	SX2363河川 8c後葉頃以降	「[ ] 大大大大大大 [ ]道浄河浄河之之之之之人人人人人」	445×34×8 011	6	
112	SE1912井戸	・「[ ] □ [ ]□ ・「□	(209)×(23)×8 081	6	
113	SD2386b溝 8c後葉頃	[ ]	(88)×(4)×2 081	6	西0道路西側溝。
114	SX3061河川 9c前葉～中葉頃	「<小川郷丈マ兄万呂三斗真与二斗」	149×22×7 032	5	
115	SX3061河川 9c前葉～中葉頃	「<信夫郡税春米五斗	(183)×41×6 039	5	
116	SX3061河川 9c前葉～中葉頃	・「書生丈部廣道[ ]/[ ]□傳カ□右 右[ ]□書カ/…」 ・「[ ]/[ ]□須カ」	233×(27)×4 011	5	
117	SX3061河川 9c前葉～中葉頃	「□□□□ [ ]」	(154)×39×4 019	5	
118	SX3061河川 9c前葉～中葉頃	赤赤□	091	5	
119	SX3057A河川 9c初頭～中葉頃	「<」	271×11×7 032	5	墨痕は確認できない。
120	SD3099溝 8c後葉～10c前葉頃	・「修理所 送兵士□馬庭事 □卅□□/火長[ ]鳥取部敷成□丈部子醜麻呂… ・「鳥取部□□麻カ/□□大伴カ[ ] □部□□/大伴[ ] □丈カ部綿麻呂/占部…	(357)×69×7 019	7	北2道路南側溝。
121	SD3102溝 8c～10c前葉頃以前	久□□	091	7	

付表2 宮城県の木簡4



No.	遺構・年代	釈文(抄出)	法量と形式	出典	備考
59	SX2451河川 8c後半～10c前半頃	「□□□麻カ	(74)×(21)×2 065	6	
60	SD1918c溝 9c後半～10c前葉頃	<白米上	(67)×(19)×5 039	6	東1道路西側溝。 上端は生きている可能性あり。
61	SX1940D道路路面 10c前葉頃以降	・「□符カ ・「[ ]/□□	(54)×(42)×9 061	6	題籤軸。
62	SD2201A溝 9c頃	「<[ ]<	(253)×(15)×4 031	6	東0道路東側溝。
63	SD2386e溝 9c～10c前半頃	「戸主丈部 [ ] 米五斗	(235)×33×5 019	6	西0道路西側溝。
64	SD2386b溝 8c後葉頃	・「<安積郡長江郷[ ]部□米□五カ斛」 ・「<七月廿四日」	215×21×5 032	6	西0道路西側溝。
65	SX2459河川 8c中葉～後葉頃	「<色麻郡米□六カ斗」	199×22×5 032	6	
66	SD2386b溝 8c後葉頃	「<□戸一丈 [ ] □□小田カ税長戸一丈<	143×30×6 031	6	西0道路西側溝。
67	SX2459河川 8c中葉～後葉頃	<大 ]	(83)×24×5 032	6	
68	SD2386b溝 8c後葉頃	<□□□万□	(124)×(10)×3 032	6	西0道路西側溝。
69	SD2386b溝 8c後葉頃	□万呂五斗」	(75)×26×3 059	6	西0道路西側溝。
70	SD2386b溝 8c後葉頃	・ □□□石カ角 五斗 ・ □□□七月卅日	(185)×16×5 081	6	西0道路西側溝。
71	SD2386b溝 8c後葉頃	「<	(102)×16×6 039	6	西0道路西側溝。 墨痕は確認できない。
72	SD2386e溝 9c～10c前半頃	「<	(96)×(18)×7 039	6	西0道路西側溝。 墨痕は確認できない。
73	SD2386b溝 8c後葉頃	・「失馬文 ・「国判	(130)×26×9 061	6	西0道路西側溝。 題籤軸。
74	SD2386c溝 延暦19年(800)	・「収納借貸正税貳 ・「 延暦十九年□	(133)×28×6 061	6	西0道路西側溝。 題籤軸。
75	SD2386b溝 8c後葉頃	「馬□券カ	(274)×11×11 061	6	西0道路西側溝。 題籤軸。
76	SD2386e溝 9c～10c前半頃	□□三寶□道カ□	(75)×(22)×4 081	6	西0道路西側溝。
77	SD2386g溝 9c前半～10c前半頃	・ [ ]/□ [ ]/[ ]□□ □道カ ・ □□□□□	(110)×(40)×4 081	6	西0道路西側溝。裏は天地逆。門構えの文字の習書か。
78	SD2386b溝 8c後葉頃	[ ]□□□道道道カ	(98)×(19)×3 081	6	西0道路西側溝。
79	SD2386b溝 8c後葉頃	・ □大カ/「□ □ □」 ・ 「□」/□大カ 大	(73)×22×4 081	6	西0道路西側溝。
80	SD2386e溝 9c～10c前半頃	□ □	(60)×17×1 081	6	西0道路西側溝。
81	SD2386b溝 8c後葉頃	・ □ ・ [ ]	(101)×16×1 081	6	西0道路西側溝。
82	SD2386e溝 9c～10c前半頃	[ ]	(198)×(13)×2 081	6	西0道路西側溝。
83	SD2386b溝 8c後葉頃	・ [ ] ・ [ ]	(75)×(19)×4 081	6	西0道路西側溝。
84	SD2386c溝 8c後葉頃	[ ]	(132)×15×4 019	6	西0道路西側溝。
85	SD2386g溝 9c～10c前半頃	□人	(40)×(14)×3 081	6	西0道路西側溝。
86	SD2386b溝 8c後葉頃	□解	091	6	西0道路西側溝。
87	SD2386b溝 8c後葉頃	□□	091	6	西0道路西側溝。
88	SD1703f溝 10c前葉頃以降	・「精好」 ・「精好」	396×46×10 061	6	西1道路西側溝。 題籤軸。
89	SD1962a溝 9c～10c前葉頃	・「[ ]」 ・「 [ ] □□	(91)×21×3 019	6	南1道路西側溝。
90	SX2479河川 8c後半～10c前半頃	・「莫□謹牒□宣捧申使使 [ ] □□知下 [ ]」 ・「 [ ] □□ [ ]」	(342)×22×7 019	6	
91	SX1735A/B河川 8c後半～10c前半頃	□解 申進人□	(103)×28×3 019	6	

付表2 宮城県の木簡3

No.	遺構・年代	積文(抄出)	法量と形式	出典	備考
26	SX1600C河川 9c頃	・「< [ ]」 ・「< [ ]」	216×34×5 032	4	
27	SX1600C河川 9c頃	「< <」	103×33×5 031	4	墨痕は確認できない。
28	SX1351C河川 8c末～9c初頭頃	「< 」	98×28×6 032	4	墨痕は確認できない。
29	SX1600C河川 9c頃	「< 」	(228)×34×5 039	4	切込みの上に穿孔3カ所。
30	SX1600C河川 9c頃	□□□□ 年□□	(184)×21×6 061	4	形代に二次加工。
31	SX1600C河川 9c頃	・「[ ]□ □□□□□□□[ ]/□□ □□□□ □成 麻呂…」 ・「[ ]/[ ]/[ ]/[ ]」	323×50×7 065	4	左辺寄りに等間隔で4カ所の穿孔有り。
32	SX1600C河川 9c頃	「 o 中勺依依□部カ/□□ o	(90)×(32)×7 081	4	
33	SX1600C河川 9c頃	□得 [ ]	(123)×(18)×2 081	4	
34	SX1600C河川 9c頃	・□□□ [ ]/[ ] o」 ・「 [ ]/[ ]」	(331)×(34)×8 081	4	
35	SX1600C河川 9c頃	・□□ [ ] ・「 [ ]」	(158)×18×5 019	4	
36	SX1600C河川 9c頃	「 [ ] □□□□	(129)×(23)×5 081	4	
37	SX1600C河川 9c頃		(151)×44×9 081	4	墨痕は確認できない。
38	SX1351C河川 8c末～9c初頭頃		(162)×(73)×9 081	4	墨痕は確認できない。
39	SD1522溝 8c後葉～10c前葉頃	・合/□里人□十束/□丸□十束 已上/二人□/ □ [ ]/□□」 ・「 [ ]/[ ]/[ ]/[ ]」	(129)×(23)×5 061(横材)	4	折敷の底板を転用。
40	SD1522溝 8c後葉～10c前葉頃	「< 」	133×20×4 032	4	墨痕は確認できない。
41	SD1522溝 8c後葉～10c前葉頃	「< 」	(73)×18×6 039	4	墨痕は確認できない。
42	SD1522溝 8c後葉～10c前葉頃	「□龍カ」	345×径21 065	4	笛状木製品。
43	SD1522溝 8c後葉～10c前葉頃	□ □ □□□ □	(182)×(16)×5 061	4	折敷の底板を転用。
44	SD1522溝 8c後葉～10c前葉頃	「 … [ ]」	(105+124)×17×7 081	4	
45	SB1560掘立柱建物	「□□ □□	(108)×(23)×3 081	4	
46	SD1522溝 8c後葉～10c前葉頃	□	(44)×(16)×4 081	4	
47	SE1217井戸 ～10c前葉頃	「 [ ]」	(333)×(16)×6 081	4	
48	SE1217井戸 ～10c前葉頃	□	091	4	
49	SD1767c溝 8c末～9c中葉頃	・「o警城団解 申進上兵士事合九人[ ]/刑部子立 道丈部文万代丁/…」 ・「 [ ]」	659×(38)×9 011	6	南北大路東側溝。
50	SD1767c溝 8c末～9c中葉頃	・「□火長人□[ ]者□ □上カ□ ・「□□貳カ□□口カ 賃借入石[ ]」	(330)×35×6 019	6	南北大路東側溝。
51	SD2342d溝 8c後葉～10c前葉頃	・「[ ]」/謹解 申進上春/米事 合□□[ ] ・「□□□/合□□更カ □□枚カ/[ ] □□	(142)×49×19 065	6	南北大路西側溝。
52	SD2342d溝 延暦10年(791)	・「□□□郷カ戸主物部□速□□□」 ・「延暦十年九月□日」	167×14×7 051	6	南北大路西側溝。
53	SD1767a溝 8c後葉頃	「<『□』伊具郡小川里公□□	(141)×26×4 039	6	南北大路東側溝。 「公□」は公廨か。
54	SD2342d溝 8c後葉～10c前葉頃	「<高 [ ]」	109×17×5 033	6	南北大路西側溝。
55	SD1767a溝 8c後葉頃	「 [ ]」	(209)×(21)×4 081	6	南北大路東側溝。
56	SD1767a溝 8c後葉頃	□□	091	6	南北大路東側溝。
57	SD1767a溝 8c後葉頃	□	091	6	南北大路東側溝。
58	SD1767a溝 8c後葉頃	□	091	6	南北大路東側溝。

付表2 宮城県の木簡2

市川橋遺跡（多賀城市：宮城県調査分）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	SD5021河川 8c中葉～後葉頃	・「杜家立成雑書要□□略雑カ書□□□□□略要成家カ」 ・「杜家立成雑書要略一卷雪寒呼知故酒飲書」	360×36×6 011	1	板目。ヒノキ。
2	SD5021河川 8c中葉～後葉頃	・「<丸女大伴マ廣刀自□咩カ □□年十カ七/少女」 ・「< 『照勝勝 宮隅道道送道道前』」	242×20×3 042	1	木取は斜め。カヤ。
3	SD5021河川 8c中葉～後葉頃	・「<多珂郷大□伴カマ真」 ・「<□得カ米五斗」	122×33×4 032	1	板目。ヒノキ。
4	SD5021河川 8c中葉～後葉頃	・給物事 ・件物□『[ ]/□マカ子虫』	(77)×(33)×5 081	1	木取は斜め。ヒノキ。
5	SD5021河川 8c中葉～後葉頃	□□□ □	(43)×89×5 065(横材)	1	桁目。サワラ。
6	SD5055河川 9c～10c前半頃	・「<大□橋カ廿五□隻カ」 ・「<三□札カ」	59×13×3 032	1	桁目。ヒノキ。
7	SD5164河川 8c中葉～後葉頃	「大」	061	1	刻書。ケヤキ。

市川橋遺跡（多賀城市：宮城県調査分）

No.	遺構・年代	釈文（抄出）	法量と形式	出典	備考
1	SD07溝 9c頃	「禁杖八十□□	(111)×27×3 019	2	
3	溝 10c前半頃	「安達」	222×径24 065	20	軸木の木口に記入
4	SE34井戸 奈良・平安時代	大田マ子□□ 足 矢田石足	091	20	
5	SD945A溝 天長6年(829)	・「<」 ・「<天長六年二月六日/□□□□人部□人□」	126×23×5 032	3	
6	SE948井戸 9c前葉～中葉頃	・「<五斗黒春」 ・「<七月廿八日」	114×24×10 032	3	上部に穿孔か。
8	SD1614d溝 8c後葉～9c前半頃	□川部乙万呂六十八 [ ] [ ]	(130)×(23)×4 081	4	東西大路東道路北側溝。
9	SD1616d溝 延暦年間(782～806)	・「< [ ]」 ・「<延暦□年 [ ]」	133×24×6 032	4	東西大路東道路南側溝。
10	SD1614c溝 8c後葉頃	「<進□米七斗輕	(155)×31×9 039	4	東西大路東道路北側溝。
11	SD1614d溝 8c後葉～9c前半頃	・「<内子」 ・「<卅隻」	52×15×5 032	4	東西大路東道路北側溝。
12	SD1614c溝 8c後葉頃	「<	(139)×35×6 039	4	東西大路東道路北側溝。 墨痕は確認できない。
13	SD1614c溝 8c後葉頃	「二斗 二	(106)×22×5 019	4	東西大路東道路北側溝。
14	SD1632溝	去□ 三丈	(139)×(19)×4 081	4	
15	SD1614c溝 8c後葉頃	・『□□宿』/(文様) ・(文様)	(134)×(33)×2 081	4	東西大路東道路北側溝。
16	SD1614c溝 8c後葉頃	・「□ [ ]」 ・「[ ]」	(71)×(39)×2 081	4	東西大路東道路北側溝。
17	SD782d溝 8c後葉頃	□□	(74)×19×4 081	4	東2道路西側溝。
18	SX1524落込み	「山作夫差人事 合□	(113)×46×6 019	4	
19	SX1600C河川 9c頃	進上□□□□ □ □ □	(313)×23×8 081	4	
20	SX1524落込み	□/丈マ [ ] /□万呂/丈マ真丈/□阿哉万呂」	(112)×(43)×5 081	4	
21	SX1351D河川 延暦24年(805)	・「[ ] □首カ合□□」 ・「六月大七月小八月小九月大十月大十一大十二月大/[丈部肥□]」	284×62×4 011	4	
22	SX1351C河川 8c末～9c初頭頃	・卷簞薦五枚□ ・長筥□	(106)×37×5 081	4	
23	SX1600B河川 8c後半頃	「□□□マ龍麻呂 [ ] 神 [ ]」	(262)×28×11 015	4	
24	SX1351C河川 延暦9年(790)	・「<杵栗郷戸主神人マ子□五斗」 ・「< 延暦九年十月十八日」	191×25×5 033	4	
25	SX1600C河川 9c頃	「< [ ]」	(108)×21×6 039	4	

付表2 宮城県の木簡1

No.	遺構・年代	積文 (抄出)	法量と形式	木取	登録・初出	備考
395	SE2101B 第6層 9c前半頃	□ □	(35) × (10) 091		60-027	387~403は同一箇の削屑。
396	SE2101B 第6層 9c前半頃	□	(12) × (10) 091		60-028	
397	SE2101B 第6層 9c前半頃	□□	(14) × (12) 091		60-029	
398	SE2101B 第6層 9c前半頃	□	(24) × (16) 091		60-030	
399	SE2101B 第6層 9c前半頃	□	(12) × (3) 091		60-031	
400	SE2101B 第6層 9c前半頃	□	(11) × (6) 091		60-032	
401	SE2101B 第6層 9c前半頃	□	(14) × (10) 091		60-033	
402	SE2101B 第6層 9c前半頃	[ ]	(12) × (7) 091		60-034	
403	SE2101B 第6層 9c前半頃	□	(10) × (10) 091		60-035	
404	SE2101B 第6層 9c前半頃	□□	(18) × (7) 091		60-036	
405	SE2101B 第6層 9c前半頃	□ □	(38) × (9) 091(横材)		60-037	
406	SE2101B 第6層 9c前半頃	□	(35) × (8) 091		60-038	
407	SE2101B 第6層 9c前半頃	□ □	(19) × (4) 091		60-039	
408	SE2101B 第6層 9c前半頃	□□□	(32) × (5) 091		60-040	
409	SE2101B 第6層 9c前半頃	[ ]	(46) × (12) 091		60-041	
410	SE2101B 第6層 9c前半頃	[ ]	(40) × (6) 091		60-042	
411	SE2101B 9c前半頃	□	(29) × (7) 091		60-043	スギか。
412	第11層 9c後半頃	「<三斗三升二合 [ ]」	(158) × 26 × 5 039	柱目	61-001 年報91	
413	第10層 9c後半頃	[ ] □□足衣カ 『有有』	156 × 21 × 7 051	板目	61-002 年報91	斎串状に二次加工。 広葉樹か。
414	第10層 9c後半頃	「<□遺」	98 × 22 × 8 032	板目	61-003 年報91	
415	第10層 9c後半頃	「□ □□□□大帳カ」	径189 × 厚6 061	柱目	61-004 年報91	曲物底板。
416	SX2968 3b層 8c後半頃~9c前半頃	×奥丈マ立男 白川 氏マ子蘇万呂十一丈マ×	(204) × (16) × (2) 081	柱目	81-001 年報09	
417	SK3073 下層 天平神護年間(765~767)	・ 大伴部益国/ [ ] ・ ×平神護□□二年カ × □□三日カ 奈須直『廣成』/□	(158) × 61 × 6 019	板目	83-001 年報11	
付	堆積層第27層 9c後半~10c前葉頃		125 × 34 × 7 032	柱目	38-002 年報81	付札状木製品
付	堆積層第27層 9c後半~10c前葉頃		101 × 30 × 11 032	柱目	38-003 年報81	付札状木製品
付	堆積層第27層 9c後半~10c前葉頃		96 × 24 × 7 033	柱目	38-004 年報81	付札状木製品
付	堆積層第27層 9c後半~10c前葉頃		87 × 23 × 10 032	柱目	38-005 年報81	付札状木製品
付	SE2101B 第4層 9c前半頃		(138) × 22 × 7 039	柱目	60-044 年報91	付札状木製品
付	SE2101B 第4層 9c前半頃		159 × 16 × 5 032	柱目	60-045 年報91	付札状木製品
付	第10層 9c後半頃		(96) × 17 × 4 039	柱目	61-005 年報91	付札状木製品
付	SD3176 底面 9c後半~10c前葉頃		546 × 49 × 20 031	板目	13-002 年報91	付札状木製品

付表1 多賀城跡木簡13

No.	遺構・年代	積文(抄出)	量と形式	木取	登録・初出	備考
363	SD1511 2層 9c頃	・<×□□□八日三カ人番長旅×/物部真事百五十× ・<□九カ月下旬一人番長火長 [ ]□□足カ	140×35×15 032	板目	47-002 年報84	板状の木簡を複数の032 型式の付札に再加工中の もの(未製品)。  362と363が左右、363と365 が上下に連続する。ヒノキ。
364	SD1511 2層 9c頃	×一人番長火長物部荒[ ]/ □ <	140×35×15 032	板目	47-003 年報84	
365	SD1511 2層 9c頃	・□× ×麻呂/束 □ < ・ [ ]□□百五カ十×/在□ <	139×36×14 032	板目	47-004 年報84	
366	SD1511 2層 9c頃	×□束カ □□大伴カ部×<	161×35×15 032	板目	47-005 年報84	
367	SD1511 2層 9c頃	<□ [ ] / 七	(50+68)×33×14 032	板目	47-006 年報84	
368	SD1511 2層 9c頃	< □ □	137×32×12 032	板目	47-007 年報84	
369	SD1511 2層 9c頃	□ 青皮二枚 ]	(183)×(63)×10 019	柱目	47-008 年報84	
370	SD1526 1層 9c頃	・安積団解□□番□□事/畢番度玉前刻還本土安積団会津郡番皮還 ・□□畢カ白[ ] [ ]二人□□□/畢上[ ]/…	540×37×5 011	柱目	47-009 年報84	異筆で建築部材関連文書 (前筆)と習書がある。広葉樹。
371	SE1909 第5層 9c後半頃	[□]	径172×厚24 061		56-001 年報89	曲物蓋板。
372	SE2101B 第3層 9c前半頃	・「廣山二日出米九升/宮成五□□出斗/刀良□三日…」 ・「子黒□□出カ米一日五升/乙万呂七□□□日出米カ□升/…」	119×57×7 011	板目	60-001 年報91	
373	SE2101B 第4層 9c前半頃	・「丈マ廣山 右件廣× ・「火長丈マ	(178)×(24)×6 081	柱目	60-002 年報91	針葉樹。
374	SE2101B 第4層 9c前半頃	・「<丈マ子廣成米×/□□清足米捌× ・「<合壹斗伍升/ 十二月三日	(99)×32×10 039	柱目	60-003 年報91	広葉樹。
375	SE2101B 第4層 9c前半頃	「<□□□国カ□ [ ]□□□」	230×25×5 033	柱目	60-004 年報91	
376	SE2101B 第4層 9c前半頃	□□/□□/[ ]	(107)×(26)×4 081(横材)	板目	60-005~ 007	4片のうち3片が接合。
			(30)×(7)×3 081(横材)	板目	60-008	
377	SE2101B 第6層 9c前半頃	・「<黒春米一斗」 ・「<□二月十六日丈マ子□継カ」	79×13×3 033	柱目	60-009 年報91	
378	SE2101B 第6層 9c前半頃	[ ] □	187×6×3 065	板目	60-010 年報91	棒状に二次加工。
379	SE2101B 第6層 9c前半頃	・ □ □/□ □ ・ [ ]	(46)×(18)×2 081	柱目	60-011 年報91	
380	SE2101B 第6層 9c前半頃	・ [□□] ・ [ [ ] ]	(58)×18×5 019	柱目	60-012 年報91	スギカ。
381	SE2101B 第6層 9c前半頃	・ □ □ ・ □ [ ]	(77)×(10)×5 081	柱目	60-013	
382	SE2101B 第6層 9c前半頃	・ □ ・ [ ]	(18)×(2)×4 081	柱目	60-014	
383	SE2101B 第6層 9c前半頃	□出カ□	(33)×(13)×(3) 081	柱目	60-015	
384	SE2101B 第6層 9c前半頃	□□	(36)×(20) 091		60-016	
385	SE2101B 第6層 9c前半頃	□	(45)×(9) 091		60-017	
386	SE2101B 第6層 9c前半頃	□九カ□	(21)×(12) 091		60-018	スギカ。
387	SE2101B 第6層 9c前半頃	×長丈部□	(53)×(15) 091		60-019 年報91	387~403は同一簡の削屑。 387の下に388が近接。
388	SE2101B 第6層 9c前半頃	□□□大伴カ	(29)×(14) 091		60-020 年報91	
389	SE2101B 第6層 9c前半頃	□□□	(36)×(12) 091		60-021	
390	SE2101B 第6層 9c前半頃	□□	(33)×(16) 091		60-022	
391	SE2101B 第6層 9c前半頃	□□	(20)×(6) 091		60-023	
392	SE2101B 第6層 9c前半頃	□百カ	(12)×(9) 091		60-024 年報91	
393	SE2101B 第6層 9c前半頃	□番カ老	(15)×(12) 091		60-025 年報91	393の下に394が近接。
394	SE2101B 第6層 9c前半頃	□	(11)×(10) 091		60-026	

付表1 多賀城跡木簡12

No.	遺構・年代	積文(抄出)	法量と形式	木取	登録・初出	備考
330	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□	(22)×(13) 091		44-251	
331	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	[ ]	(37)×(7) 091		44-252	同一簡の削屑。
332	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	[ ]	(20)×(7) 091		44-253	
333	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(23)×(8) 091		44-254	
334	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(45)×(9) 091		44-255	
335	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□□	(45)×(12) 091		44-256	
336	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(49)×(15) 091		44-257	
337	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□	(31)×(9) 091		44-258	
338	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	[ ]	(23)×(8) 091		44-259	
339	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	[ ]	(26)×(6) 091		44-260	
340	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	[ ]	(30)×(9) 091		44-261	
341	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(17)×(9) 091		44-262	
342	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(20)×(8) 091		44-263	
343	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(18)×(8) 091		44-264	
344	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(17)×(7) 091		44-265	
345	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(10)×(6) 091		44-266	
346	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	『□』□	(29)×(9) 091		44-267	同一簡の削屑。
347	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	『□』 [ ]	(21)×(7) 091		44-268	346の異筆は金偏か。
348	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□	(19)×(7) 091		44-269	二字目は「名」や「君」、君扁の文字の可能性が有る。
349	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(9)×(8) 091		44-270	
350	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(11)×(16) 091		44-271	
351	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(11)×(9) 091		44-272	
352	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(8)×(6) 091		44-273	
353	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□ □	(13)×(15) 091		44-274	
354	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□ □□	(32)×(8) 091		44-275	
355	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□ [ ]	(24)×(4) 091		44-276	
356	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□ [ ] □	(39)×(7) 091		44-277	
357	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(30)×(8) 091		44-278	同一簡の削屑。
358	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□ □	(36)×(17) 091		44-279	
359	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(34)×(3)×5 081	板目	44-280	
360	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(30)×(5) 091		44-281	
361	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(20)×(5) 091		44-282	
362	SD1511 2層 9c頃	・ 服部意美麻呂□×/十月□□上旬カ××□×< ・ ×□月カ上□旬カ× ×□□□長大穀カ□ [ ]×<	139×32×12 032	板目	47-001 年報84	363と左右に連続。

付表1 多賀城跡木簡11

No.	遺構・年代	積文(抄出)	量と形式	木取	登録・初出	備考
297	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□百カ	(34)×(14) 091(横材)		44-048 年報83	
298	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	・□□□ ・□	(60)×(17)×2 081	柱目	44-046 年報83	
299	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	音入□	(35)×(18) 091		44-049 年報83	
300	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□等□	(34)×(9) 091		44-050 年報83	
301	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	女	(31)×(16) 091		44-051 年報83	
302	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□万カ	(12)×(8) 091		44-052 年報83	「□城カ」や「□成カ」の可能性もあり。
303	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	[ ]	(38)×(12) 091		44-225	
304	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□万カ呂	(29)×(7) 091		44-226	
305	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□	(27)×(17) 091		44-227	
306	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□ □	(30)×(11) 091		44-228	
307	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	長	(18)×(8) 091		44-229	
308	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(26)×(10) 091		44-230	
309	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□[ ]	(30)×(10) 091		44-231	
310	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(23)×(7) 091		44-232	
311	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(16)×(7) 091		44-233	
312	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(46)×(24) 091		44-234	
313	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	[ ]	(111)×(17)×2 081	柱目	44-235	
314	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□□万呂カ	(133)×7×5 065	板目	44-236	籠状に二次加工。
315	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□宗□何カ/「[ ]」□/□	(51)×(19) 091		44-237	
316	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□□丈マカ□	(44)×(15) 091		44-238	
317	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□長	(13)×(18) 091		44-239	
318	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	(□	(35)×(23) 091		44-240	
319	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□□ □	(33)×(15) 091		44-241	
320	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	・[ ]□□□□解カ□「[ ]□」 ・□議カ解申六月十日主帳 □ □□□	(239)×22×7 019	柱目	44-224	裏の末尾は「丈部」の可能性もある。
321	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□	(20)×(14) 091		44-242	
322	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□ □□ (□	(34)×(15) 091		44-243	
323	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	(□	(23)×(13) 091		44-244	手偏カ。
324	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	[ ]	(10)×(15) 091		44-245	
325	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	右□□三人カ□	(24)×(4) 091		44-246	
326	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	×部□□麻カ	(27)×(12) 091		44-247	
327	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□麻□呂カ	(24)×(12) 091		44-248	
328	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□ □	(30)×(11) 091		44-249	
329	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	[ ]	(19)×(20) 091		44-250	

付表1 多賀城跡木簡10

No.	遺構・年代	積文(抄出)	法量と形式	木取	登録・初出	備考
264	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(18)×(5) 091		44-207	
265	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(9)×(10) 091		44-208	
266	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(13)×(9) 091		44-209	
267	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(27)×(8) 091		44-210	
268	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(14)×(13) 091		44-211	
269	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(9)×(6) 091		44-213	
270	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(30)×(9) 091		44-214	
271	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(28)×(13) 091		44-215	
272	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(23)×(9) 091		44-216	
273	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	『□』[ ]	(91)×3×3 065		44-220	篋状に二次加工。
274	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ] 『□大カ』	135×(5)×6 065		44-221	角棒状に二次加工。
275	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	・□□[ ]□[ ] ・□□□[ ]	(151)×16×5 081		44-223	
276	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	・丈部大麻呂 年廿九左類黒子/陽日郷川合里 ・『鳥取部丈/鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥取部丈部鳥/丈丈 鳥』	(209)×(20)×7 015	柱目	44-029 年報83	表にも裏と同様の習書あり。 習書は277と同筆か。
277	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	・×人 兵士五百七十 ・『鳥鳥鳥丈部』	89×17×6 065	柱目	44-030 年報83	習書は276と同筆か。 使用後に二次加工。
278	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	『[ ] □』/健児替□/『□ □』	(34)×(29) 091		44-031 年報83	「健児替□」は木目に対して斜めに追記。
279	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	『□廿□三カ』 廂弱替	(22)×(18) 091		44-032 年報83	「廂弱替」は追筆。
280	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	丈部 □丈カ	(27)×(14) 091		44-033a 年報83	同一箇の削屑
281	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	部□	(18)×(14) 091		44-033b	
282	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	縁子□ □魔カ□	(34)×(20) 091		44-034 年報83	
283	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	丈	(14)×(5) 091		44-035 年報83	
284	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□マカ 丈部立万呂	(105)×(23) 091		44-038 年報83	
285	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□郷大□×	(78)×(12) 091		44-039 年報83	
286	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□小カ川郷□	(29)×(6)×(4) 081	柱目	44-040 年報83	
287	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□里カ	(36)×(11) 091		44-041 年報83	
288	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□里カ	(55)×(3)×6 081	柱目	44-042 年報83	
289	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□目□	(22)×(24) 091		44-043 年報83	
290	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	×長大□□伴マカ金万呂	(109)×(25) 091		44-036 年報83	同一箇の削屑。
291	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	遺□ □	(64)×(16) 091		44-037 年報83	
292	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□□□甘村合カ[ ]□村カ 遺百五十	(132)×(12) 091		44-044 年報83	
293	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□保カ木三百八十村前句遺二百□九カ[ ]	(173)×(17) 091		44-045a 年報83	同一箇の削屑。
294	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□□	(64)×(14) 091		44-045b	
295	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	廿一日二□百カ	(32)×(21) 091		44-047a 年報83	同一箇の削屑。
296	SA1413A堆積土 8c第二四半期頃	□	(27)×(14) 091		44-047b	

付表1 多賀城跡木簡9



No.	遺構・年代	積文 (抄出)	法量と形式	木取	登録・初出	備考
231	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(22) × (13) 091		44-176	
232	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(16) × (10) 091		44-177	
233	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□具カ	(36) × (13) 091		44-178	
234	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□□	(61) × (11) 091		44-179	
235	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(20) × (6) 091		44-180	
236	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□部カ	(21) × (13) 091		44-181	
237	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□ [ ]	(24) × (11) 091		44-182	
238	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(28) × (12) 091		44-183	
239	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□	(46) × (23) 091		44-184	同一箇の削屑。
240	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(38) × (16) 091		44-185	
241	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(35) × (29) 091		44-186	
242	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□	(56) × (17) 091		44-187	
243	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(31) × (13) 091		44-194	
244	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ □	(55) × (30) 091		44-204	
245	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(56) × (17) 091		44-217	
246	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(17) × (3) 091		44-188	
247	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□ □	(36) × (9) 091		44-189	
248	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(25) × (5) 091		44-190	
249	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□部カ□	(27) × (14) 091		44-191	
250	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ □	(47) × (8) 091		44-192	
251	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□□□	(54) × (8) 091		44-193	
252	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(17) × (10) 091		44-195	同一箇の削屑。
253	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(15) × (12) 091		44-212	
254	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(17) × (12) 091		44-196	
255	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(19) × (9) 091		44-197	
256	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(19) × (8) 091		44-198	
257	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(11) × (6) 091		44-199	
258	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(23) × (10) 091		44-200	
259	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(25) × (5) 091		44-201	
260	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□[ ]	(36) × (10) 091		44-202	
261	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(41) × (15) 091		44-203	
262	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(15) × (9) 091		44-205	
263	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(16) × (5) 091		44-206	

付表 1 多賀城跡木簡 8

No.	遺構・年代	積文(抄出)	法量と形式	木取	登録・初出	備考
198	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/>	(39)×(14) 091		44-143	
199	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 九日カ <input type="checkbox"/>	(50)×(9) 091		44-144	
200	SA1413A裏込土 神亀年間(724~829)頃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 継カ	(19)×(7) 091		44-145	同一簡の削屑。
201	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 上カ	(16)×(10) 091		44-146	
202	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/>	(24)×(14) 091		44-147	
203	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/>	(38)×(17) 091		44-148	
204	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(73)×(16) 091		44-149	
205	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> 人カ	(46)×(17) 091		44-150	
206	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(42)×(7)×3 081	柱目	44-151	
207	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(28)×(11) 091		44-152	
208	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大伴マカ	(21)×(17) 091		44-153	
209	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/>	(19)×(17) 091		44-154	
210	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(32)×(10) 091		44-155	
211	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(23)×(6) 091		44-156	
212	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(44)×(8) 091		44-157	
213	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> [ ]	(32)×(11) 091		44-158	
214	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/>	(26)×(15) 091		44-159	
215	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	五十 <input type="checkbox"/>	(31)×(11) 091		44-160	同一簡の削屑。
216	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	三	(19)×(6) 091		44-163	
217	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	五 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(34)×(11) 091		44-164	
218	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	宗 <input type="checkbox"/> 何カ	(30)×(20) 091		44-161	
219	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> 理カ郡	(38)×(15) 091		44-162	
220	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(44)×(11) 091		44-165	
221	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/>	(25)×(6) 091		44-166	
222	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> 長カ <input type="checkbox"/>	(28)×(11) 091		44-167	
223	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/>	(24)×(9) 091		44-168	
224	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(40)×(7) 091		44-169	
225	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(16)×(14) 091		44-170	
226	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 伴マカ	(20)×(9) 091		44-171	
227	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(18)×(8) 091		44-172	
228	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/>	(19)×(6) 091		44-173	
229	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 君子カ部 <input type="checkbox"/>	(53)×(12) 091		44-174	
230	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	<input type="checkbox"/>	(37)×(7) 091		44-175	

付表1 多賀城跡木簡7

No.	遺構・年代	積文(抄出)	法量と形式	木取	登録・初出	備考
165	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(30)×(6) 091		44-108	164と同一箇の削屑。
166	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(103)×(1)×(3) 091		44-109	木筒側面の削屑。
167	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(34)×(11) 091		44-110	
168	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(44)×(9) 091		44-111	
169	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ] □	(49)×(9) 091		44-112	同一箇の削屑。
170	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(60)×(10) 091		44-113	
171	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(64)×(5) 091		44-114	
172	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(24)×(7) 091		44-115	
173	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(32)×(8) 091		44-116	
174	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□	(31)×(5) 091		44-117	
175	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(29)×(5) 091		44-118	
176	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(9)×(7) 091		44-119	
177	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(15)×(9) 091		44-120	
178	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(23)×(14) 091		44-121	
179	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(42)×(8) 091		44-122	
180	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(27)×(7) 091		44-123	
181	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(10)×(9) 091		44-124	
182	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(20)×(10) 091		44-125	
183	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(35)×(7) 091		44-126	
184	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(9)×(8) 091		44-127	
185	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□大カ[ ]	(35)×(9) 091		44-128	
186	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(12)×(8) 091		44-129	
187	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(22)×(14) 091		44-130	
188	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(24)×(9) 091		44-131	
189	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(18)×(13) 091		44-132	
190	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	丈	(16)×(13) 091		44-133	
191	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□田カ部□	(30)×(17) 091		44-134	同一箇の削屑。
192	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□万呂	(28)×(16) 091		44-135	
193	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□部□	(38)×(7) 091		44-136	
194	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(94)×(17)×(4) 081		44-137・ 138	二片が接合。
195	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	矢…田部□奥カ麻□呂カ 年×	(29+64)×(15) 091		44-139・ 140	二片が上下に近接。
196	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(56)×(10) 091		44-141	
197	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	真麻□	(34)×(11) 091		44-142	

付表1 多賀城跡木筒6

No.	遺構・年代	積文 (抄出)	量と形式	木取	登録・初出	備考
132	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(31) × (13) 091		44-075	
133	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(22) × (9) 091		44-076	
134	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	台二	(25) × (12) 091		44-077	102と同一箇の削屑か。
135	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□長兵力	(22) × (12) 091		44-078	
136	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(29) × (12) 091		44-079	
137	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(24) × (7) 091		44-080	
138	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(19) × (7) 091		44-081	
139	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□	(40) × (6) 091		44-082	
140	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	・ [ ] ・ □	(30) × (6) × 2 081		44-083	
141	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(36) × (12) 091		44-084	
142	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(17) × (8) 091		44-085	
143	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ □	(23) × (16) 091		44-086	
144	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(31) × (8) 091		44-087	
145	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ □	(42) × (8) 091		44-088	
146	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□乙カ	(40) × (13) 091		44-089	同一箇の削屑。
147	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□件カ	(22) × (17) 091		44-090	
148	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(21) × (11) 091		44-091	
149	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(35) × (12) 091		44-092	
150	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ □	(58) × (13) 091		44-093	
151	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□	(31) × (9) 091		44-094	
152	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(50) × (18) 091		44-095	
153	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(94) × (1) × 6 091		44-096	木筒側面の削屑。
154	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(35) × (13) 091		44-097	
155	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ] □	(26) × (5) 091		44-098	
156	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(31) × (8) 091		44-099	
157	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(16) × (8) 091		44-100	
158	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(20) × (10) 091		44-101	
159	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ] [ ]	(52) × (10) 091		44-102	
160	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ □ □	(27) × (10) 091		44-103	
161	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(22) × (12) 091		44-104	
162	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(22) × (12) 091		44-105	
163	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ □	(34) × (14) 091		44-106	
164	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ □	(25) × (6) 091		44-107	165と同一箇の削屑。

付表1 多賀城跡木筒5

No.	遺構・年代	積文(抄出)	法量と形式	木取	登録・初出	備考
99	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ <small>鉦カ</small> 師四	(51)×(13) 091		44-019a 年報83	98と同一簡の削屑。
100	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(21)×(6) 091		44-019b	
101	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□病□	(86)×(12) 091		44-020 年報83	
102	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	日野	(30)×(14) 091		44-021 年報83	134と同一簡の削屑か。
103	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□右見	(60)×(14) 091		44-022 年報83	
104	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□男	(43)×(11) 091		44-023 年報83	
105	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□ <small>成カ</small> □□	(77)×(11) 091		44-024 年報83	
106	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□足	(59)×(22) 091		44-025 年報83	
107	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	徒	(20)×(6) 091		44-026 年報83	
108	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□百 □	(29)×(14) 091		44-027 年報83	
109	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	人 人	(13)×(72) 091(横材)		44-028 年報83	
110	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□□□□	(97)×(16) 091		44-053	
111	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	・□□□□□ ・□□□	(69)×(15)×2 081	柱目	44-054	
112	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(33)×(4) 091		44-055	
113	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(37)×(6) 091		44-056	
114	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□	(37)×(9) 091		44-057	
115	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□	(61)×(11) 091		44-058	
116	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]	(56)×(13) 091		44-059	
117	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□ [ ]	(23)×(7) 091		44-060	
118	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(57)×(10) 091		44-061	同一簡の削屑。
119	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(71)×(18) 091		44-065	
120	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]□	(33)×(9) 091		44-067	
121	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ □	(28)×(12) 091		44-062	
122	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(49)×(10) 091		44-063	
123	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	[ ]□□	(46)×(15) 091		44-064	
124	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	・□□□ ・□[ ]	(44)×(10)×1 081	柱目	44-066	
125	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□ <small>廿カ</small> □□ □□	(107)×(16) 091		44-068	
126	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□国	(32)×(10) 091		44-069	
127	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(35)×(22) 091		44-070	
128	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□□□ <small>件カ</small>	(51)×(13) 091		44-071	
129	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□	(41)×(11) 091		44-072	
130	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□ <small>年カ</small> [ ]	(36)×(22) 091		44-073	
131	SA1413A裏込土 神亀年間(724~729)頃	□□ [ ]	(41)×(10) 091		44-074	

付表1 多賀城跡木簡4

No.	遺構・年代	積文(抄出)	法量と形式	木取	登録・初出	備考
66	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□□□	(46)×(2) 091		24-064	
67	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□	(25)×(2) 091		24-065	
68	第三層 8c末～10c前葉頃	・付進上□□□之カ□□ ・急々律令須病人吞	(303)×29×8 081	柱目	24-001 年報74	
69	遺物包含層北第9層 8c末～10c前葉頃	・「□馬カ[ ]□□尿カ馬屎尿」 ・「□□□□□□類類類類類カ」	179×24×9 011	板目	34-001 年報79	
70	遺物包含層北第9層 8c末～10c前葉頃	□上カ[ ]	(80)×15×12 065	板目	34-002 年報79	棒状に二次加工。
71	遺物包含層南第8層 9c後葉頃～	・尔□□井大カ□□□村萌井村長 ・□□□□兩西カ郡郡郡□	172×14×6 051	板目	34-003 年報79	使用後に二次加工。
72	SD1221B第4層 10～11c頃	・「(符録)百怪平安符未申立符 ・「(符録)奉如実急々如律令	(285)×31×4 051	板目	37-001 年報80	
73	堆積層第27層 9c後半～10c前葉頃	「<長者□種カ	(196)×39×10 039	柱目	38-001 年報81	
74	堆積層第4層 9c中葉～10c前葉頃	「□	(56)×20×2 019		40-1 年報82	
75	堆積層第4層 9c中葉～10c前葉頃	[ ]	(127)×(12)×5 081		40-2 年報82	
76	SA1321A盛土 8c末頃	□□□郡カ□□解カ	(67)×(7)×4 081	板目	41-001 年報82	使用後に二次加工。
77	SA1321A盛土 8c末頃	[ ]/□百卅八石/□□□□□五斗カ]	(82)×(44)×4 081	柱目	41-002 年報82	
78	SA1321A盛土 8c末頃	有 執□道カ/□□自/天 □/天天道/丸□天カ/天 道/ 天 □/劣少 道道□天 无□/天天/執 无无先/執執…]	径(130)×高(144) 061		41-003 年報82	木製高坏の脚部に習書。 『樂毅論』か。
79	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	・「□/黒万呂姉占マ麻用壳/□□/弟万呂占マ小富□壳カ… ・「[ ]」	(118)×(38)×7 081	板目	44-001 年報83	
80	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□□菊多カ郡君子部荒園	(125)×(32) 091		44-002 年報83	
81	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	丈マ子荒石 □□マカ[ ]	(86)×(27) 091		44-003 年報83	
82	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□□□大伴マカ□/大伴マ神/大□□伴マカ×	(35)×(32) 091		44-004 年報83	
83	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□□□鳥取マカ □□マカ	(24)×(14) 091		44-005 年報83	
84	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□マ百	(26)×(17) 091		44-006a 年報83	
85	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□	(24)×(18) 091		44-006b	
86	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□□長カ丈マ	(41)×(9) 091		44-007 年報83	
87	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□長カ丈マ	(28)×(12) 091		44-008 年報83	
88	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	石□勝カ	(41)×(11) 091		44-009a 年報83	
89	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□ □	(31)×(9) 091		44-009b	
90	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	古麻呂 □□年カ	(75)×(21) 091		44-010 年報83	
91	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	[ ]部/□麻呂/□	(77)×(38) 091		44-011 年報83	
92	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	[ ]/□□宮カ万呂□/□□	(50)×(21) 091		44-012 年報83	
93	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	宗何 宗何	(38)×(25) 091		44-013 年報83	
94	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□年カ廿三□□右頼カ [ ]	(42)×(13) 091		44-014 年報83	
95	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□番□替□	(68)×(15) 091		44-015 年報83	
96	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	□三番替	(68)×(14) 091		44-016 年報83	
97	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	替充□□	(68)×(26) 091		44-017 年報83	
98	SA1413A裏込土 神亀年間(724～729)頃	主典一	(67)×(14) 091		44-018 年報83	99・100と同一箇の削屑。

付表1 多賀城跡木簡3

No.	遺構・年代	積文(抄出)	法量と形式	木取	登録・初出	備考
34	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□	(21)×(12) 091		24-031	
35	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□万呂□	(57)×(15) 091		24-032	
36	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・「□本カ□本カ□□ □□火長カ □門カ□□ [ ]/… ・「□ [ ]□/[ ] [ ]」	(236+29)×32×9 019	桁目	24-033	
37	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	「火長倉橋部猪麻呂一口請」	173×(24)×5 011	板目	24-034	
38	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□	(125)×(9)×(3) 081	板目	24-035	
39	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□□ □ ・ [ ]□	(52)×(5)×2 081	板目	24-036	6・45・46と同一簡か。
40	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□	(31)×(8) 091		24-037	
41	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□□	(50)×(10) 091		24-038	
42	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□ □	(36)×(10)×3 081	桁目	24-039	
43	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□家家□□家家カ	左:129×10×6 065	板目	24-040	左右二片。左辺を串状に二次加工。22・47・58と同一簡か。
SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□	右:(63)×(5)×6 081				
44	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□	(15)×(6) 091		24-041	
45	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□□物部カ□□□ ・「□□」	(90)×(8)×1 081	板目	24-042	6・39と同一簡か。
46	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・「□」/□□ ・□□	(32)×(4)×1 081	板目	24-043	
47	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□ □□家カ□ □ ・□ □ □□	(86)×6×5 065	板目	24-044	簀状に二次加工。 22・43・58と同一簡の削屑か。
48	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□□万呂カ	(39)×(20)×(3) 081	板目	24-045	
49	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□□	(56)×(3) 091	板目	24-046	
50	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□	(31)×(10) 091		24-047	
51	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	[ ]	(39)×(7)×2 081	桁目	24-048	
52	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□	(49)×(5)×2 081	板目	24-049	
53	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□人	(31)×(10) 091		24-051	
54	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□	(20)×(6) 091		24-052	
55	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□偶□	(30)×(10) 091		24-053	
56	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□	(50)×(7)×(2) 081	板目	24-054	
57	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□□□	(61)×(7)×(1) 081	板目	24-055	
58	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□□□□家家カ/□ ・ [ ]	95×4×6 065	板目	24-056	両端を籠状に二次加工。 22・43・47と同一簡か。
59	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□□□ ・□□	67×3×- 065		24-057	籠状に二次加工。
60	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□	(17)×(15) 091		24-058	
61	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□	28×9 091		24-059	
62	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□	(14)×(6) 091		24-060	
63	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	[ ]	(35)×(9) 091		24-061	
64	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	[ ]	(17)×(2)×(2) 081	板目	24-062	
65	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	「日□ [ ]/[ ] □百カ/日/一百」	357×径29 065		24-063 年報74	木槌の未製品、または楔か。 ナラ。

付表1 多賀城跡木簡2

No.	遺構・年代	積文(抄出)	法量と形式	木取	登録・初出	備考
1	遺物包含層 9c前半頃	合四種 大佐良十枚 足坏佐良□十枚 [ ] [ ]	(462)×(19)×7 081	柱目	8-001 年報70	
2	遺物包含層 9c前半頃	[ ]□郷力□人足[ ] 進□ 六斗	(157)×31×2 081	柱目	8-002 年報70	
3	整地層上面 8c末～9c前葉頃	・「□□自自自在在觀觀世世音我我我聞聞」 ・「[[ ]」	355×42×6 011	板目	11-001 年報70	表にも前筆あり。
4	整地層上面 8c末～9c前葉頃	・「三等□中□第力」 ・「二□ [ ]」	(143)×(14)×3 019	板目	11-002 年報70	
5	遺物包含層7層 大同4年(809)	・「<武蔵国幡羅郡米五斗/部領使□□刑部古…」 ・「<大同四年十□二カ月[ ]」	205×29×8 032	柱目	20-001 年報73	
6	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・「白河団進上射□□□□手懸名事力『具具』/合…」 ・「『具具□』□□鳥取力部/大生部乙虫□□部…」	222×(38)×2 061	柱目	24-002 年報74	折敷→習書→白河団習書 ヒノキ。39・45・46も同一簡か。
7	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	「挂草郷 成成成	(53)×径(22) 065	丸材	24-003 年報74	
8	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□解申進上作物事 □□弓甘力	(92)×(24) 091		24-004 年報74	
9	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	急竈木運廿人 □ □	(115)×(22) 091		24-005 年報74	同一簡の削屑。
10	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	[ ] [ ]□□□郷力所出塩竈□	(97)×(18) 091		24-006 年報74	
11	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□神力人味人□	(49)×(11) 091		24-007 年報74	6の火長と同一人物か。
12	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□二人	(63)×(9) 091		24-008 年報74	
13	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	「進上兵士子及 進上兵士事人	(86)×32×4 019	柱目	24-009 年報74	
14	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	[ ] [ ] 物部人長 鳥取部□佐力	(141)×(15)×9 081	板目	24-010 年報74	
15	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□□敷力/上上 敷敷□敷力/敷/敷貢貢貢上 ・□□□□ [ ]/□ □□□	(216)×25×6 065	板目	24-011 年報74	使用後に二次加工。
16	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□大カ大大大大大[ ] ・□ □ □ □ □/□子力□	(87)×(13)×5 081	板目	24-012 年報74	
17	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□鳥力 □□□鳥鳥鳥力□	(96)×(7)×(5) 081	板目	24-013 年報74	20と同一簡か。
18	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	[ ] □	71×6×4 065	板目	24-015	篋状に二次加工。
19	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	丈部 □□番力□ □□	(136)×(20) 091		24-016	
20	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□□□□鳥鳥鳥力□ ・□□□鳥鳥鳥力□□□(天地逆)	(112)×6×8 065	板目	24-017 年報74	篋状に二次加工。 17と同一簡か。
21	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・[ ] □□□ ・[ ] □ □	107×5×6 065	板目	24-018	上半を箸状、下半を篋状 に二次加工。
22	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□□□家家家力 「□□上力」	108×7×3 051	板目	24-019	篋状に二次加工。 43・47・58と同一簡か。
23	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□長力馬 ・[ ]	(38)×14×5 081	柱目	24-020	
24	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	[ ] [ ]	(46)×(13) 091		24-021	
25	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□五カ	(36)×(19) 091		24-022	
26	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□ □ □ [ ] ・[ ] □	(102)×(8)×4 081	板目	24-023	
27	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	[ ]	(31)×(6)×3 081	板目	24-024	
28	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	[ ]	(26)×(7) 091		24-025	
29	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□	(27)×(11) 091		24-026	
30	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	□□	(20)×(10) 091		24-027	
31	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・□ □ ・□	(39)×(3)×(2) 081	板目	24-028	
32	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	[ ]	(25)×(9) 091		24-029	
33	SB224土居桁内整地層 8c末～9c前葉頃	・[ ]□□□□□ □ ・[ ]/[ ]□	(122)×9×6 065	板目	24-030	上半を角棒状、下半を篋状 に二次加工。

付表1 多賀城跡木簡1





報 告 書 抄 録

ふりがな	みやぎけんたがじょうあとちょうさけんきゅうしょりょうⅣ たがじょうあともっかんⅢ							
書名	宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅳ 多賀城跡木簡Ⅲ							
副書名								
巻次	宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅳ							
シリーズ名	宮城県多賀城跡調査研究所資料							
シリーズ番号	Ⅳ							
編著者名	吉野 武							
編集機関	宮城県多賀城跡調査研究所							
所在地	〒985-0862 宮城県多賀城市高崎1丁目22-1 TEL 022-368-0102 FAX 022-368-0104							
発行年月日	20140325							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° ' "	東経 ° ' "	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
特別史跡 たがじょうあと 多賀城跡	みやぎけんたがじょうし 宮城県多賀城市 いちかわ うきしま 市川・浮島	04209	004	38° 18' 24"	140° 59' 18"	1982年8月19日 ) 2012年11月22日 (第44～85次： 当研究所調査)	49510㎡	調査計画に 基づく学術 調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
特別史跡 多賀城跡	国府 城柵	奈良平安	・政庁-外郭南門間道路跡 ・暗渠跡(道路跡部分) ・築地堀跡(外郭南辺) ・基礎地業(外郭南辺) ・材木列跡(外郭東・西辺) ・護岸施設 ・建物跡 ・井戸 ・溝 ・土壙 ・遺物包含層	第8・12・20次調査木簡 第24・34・47次調査木簡 第39・40・41次調査木簡 第44次調査木簡 第47・56次調査木簡 第60・71次調査木簡 第81・83次調査木簡		坂東諸国からの支援を示す荷札(第8次)、白河団の射手進上文(第24次)、多賀城創建頃の多数の木簡(第54次)、軍制関係木簡(第47次)、紀年銘木簡(第83次)、習書木簡など、多賀城跡の性格の一端を示す木簡がある。		
要約	本書は『多賀城跡木簡Ⅰ』と『多賀城跡木簡Ⅱ』に記載した木簡417点について、出土の様相、年代、形状、内容などの特徴についてまとめた総括編である。また、最も出土数の多い第44次調査出土木簡から創建期の多賀城跡について検討した。							

宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅳ

## 多賀城跡木簡Ⅲ

平成二六年三月五日 発行

発行者 宮城県多賀城跡調査研究所

多賀城市高崎一―二二―一

TEL 〇二二―三六八―〇一〇二

印刷 株式会社 仙台紙工印刷

仙台市宮城野区苦竹三丁目一―一四